

# カリフォルニア・プロテスタントと日本人移民

吉田亮

はじめに

問題題

出発点

一、キリスト教化、文明化

二、仏教への対応

三、排日運動の中で

日本人学童隔離問題に抗して

排日土地法に抗して

日本人の帰化制限に抗して

排日移民法に抗して

むすび

はじめに

問題題

緑なすカリフォルニアを始めに広大なアメリカに今も点在する日系キリスト教会。それらの果してきた役割は在米

日本人にとって、また日米両国にとって大きなものであった。

在米日本人の歩みをキリスト教会の形成や発展の面から歴史的・社会的に検討していく優れた研究が最近多く発表されていることは周知である。本稿は在米日本人伝道の有り様を教派の側から接近し明らかにしようとするものである。単立ではなく、教派教会（Denominational Church）を主流とするアメリカでは、日本人キリスト教会においても教派の姿勢が様々な点で大きな影響を及ぼしていたであろうと考えられる。

本稿はカリフォルニアの日本人キリスト教会の史的・社会的展開に大きな影響を及ぼしたカリフォルニア・プロテスタンントの在米日本人伝道観を明らかにすることを目的としており、在カリフォルニア日本人の歩みの中でキリスト教会が果たした歴史的・社会的役割を検討するという研究プロジェクトの一端を担うものである。

キリスト教は神の下における人種、民族、国家を越えた同胞愛を説く宗教である。こうした普遍的な教え故にその教えに沿わない政治勢力と対立した歴史もあったがまたその教えとは裏腹にそうした政治勢力と一体化したり、耐えざる妥協をも重ねてきた。カリフォルニア・プロテスタンントは今世紀初頭にあってアメリカの一地域の構成員としていかに「良き」アメリカ国民でありつつ、どのようにその教えを理解し、クリスチヤンとして行動に表そうとしたのだろうか。カリフォルニア・プロテスタンントは自らが信奉する信仰を伝える対象である日本人が、キリスト教を建国の精神とする「キリスト教國アメリカ」からその精神に反する差別的処遇をうけているとき、どのように反応したのが、彼等のキリスト教信仰がアメリカ人だけを——アングロ・サクソンの？——救うためのものなのか、それとも人種、民族、国家を越えて全ての人々にまで及ぶものなのか、そのとき明らかになろう。

本研究は「世紀転換期」のアメリカ・プロテスタンントの人種観、世界観、伝道観の一端の解明に貢献するだけではなく、在米日本人教会の歴史的・社会的展開の解明にも貢献することとなる。なぜなら在米日本人クリスチヤンの活

動はアメリカ・プロテスタントの影響下に展開せざるを得なかつたのだから。またキリスト教と国家、民族、社会といふ問題を考えるための素材ともなる。

## 出発点

「世紀転換期」のアメリカは「新時代」と呼ばれる。この時代を特徴付けるものは都市化、工業化、貧富の差の増大、東・南ヨーロッパ、アジアからの移民の増大、帝国主義的膨張主義、革新主義、第一次世界大戦、アメリカニズムなどである。アメリカの国家の運命と自らの宗教的アイデンティティーを一体化していたアメリカ・プロテスタントはキリスト教文明の偉大きさを確信するが故にアメリカに流入してくるアングロ・サクソン、プロテスタント以外の「異教徒」からキリスト教文明国アメリカを守るべくカトリックやユダヤ教徒などの排斥を行なつた。また一方で彼等はアメリカにはいつてくる大量の「異教徒」の移民を改宗させる努力をした。例をあげると、メソジスト教会牧師J・H・キング（James H. King）は、神は「低能」な人種を追い出し、キリストにあってこの世を征服し、また他人種を同化、陶冶させるためにアングロ・サクソンを用いて下さつていると誇り高く説教している。<sup>(1)</sup> 移民がアメリカに持ち込んだ習慣、観念、文化はアメリカ人のそれらと全く違うため、キリスト教国アメリカを守るために移民を是可否でもキリスト教化、アメリカ化する必要があつた。<sup>(2)</sup>

キリスト教文明の光はアメリカだけでなく全世界の「異教徒」のもとにまで行き渡らなければならなかつた。例えば、後にオークランド日本人組合教会をその「支教会」として生むオーカーランド第一会衆教会牧師のC・R・ブラウン（C. R. Brown）はこう提案している。海外伝道を効果的にするために「我々のキリスト教文明の最良のもの」を非キリスト教国家に輸出すべきである。そうして病院、学校、教会を通じて非キリスト教徒に奉仕し、救済し、地

域のリーダーを育成すべきである。(3)

他方、工業化、都市化がもたらした社会問題に対してプロテスタンントはアメリカにキリスト教文明を徹底させるべく社会的福音を唱えて諸問題に対応した。また彼等は世界のキリスト教化のために第一次世界大戦へのアメリカの参与を圧倒的に支援、協力した。

この時期のアメリカ・プロテスタンントの活動の一傾向はアメリカ西部への拡張と、太平洋を越えた帝国主義的進出とが一体化したものであった。アメリカ・プロテstanントは西部の宗教的、文化的征服によって自らを再生させようとしていた。フロンティアの地で自らの価値観が正当であることを立証する」とによつて、色褪せていくそれを再確認しようとしていたともいえる。(4)

彼等を動機付ける概念は一八四〇年代に登場してきた「明白な運命」(Manifest Destiny)、つまり聖化された地域的な膨張ということであった。(5) アメリカ・プロテスタンントはこの時期に、「明白な運命」に従い、アメリカ及び世界をキリスト教文明化するという熱意をあらたにした。それはアメリカの帝国主義的膨張主義を支える論理でもあった。

会衆派牧師で会衆派国内伝道協会を担つていていたジョサイア・ストロング (Josiah Strong) はそのクルセードの時代を代表する人物であることはよく知られている。彼によると、世界は諸民族の最終的な闘争の段階にきている。アングロ・サクソン民族は世界で最大の自由、最も純粹なキリスト教、最高の文明を代表する者である。このアングロ・サクソンが他の諸民族を造り変え、アングロ・サクソン化するのはあまりにも当然のことであるという。(6) ストロングはキリスト教文明を伝えるアングロ・サクソン、プロテstanント伝道の指導者そのものであった。彼はまた海外への帝国主義的侵略にアメリカ人の道徳的使命を見いだしていた。そして進化論からしても優越人種であるアング

ロ・サクソンこそがそのゴールを制覇するだけの才量をもつてゐると考えていた。<sup>(7)</sup>

ストロングのこうした姿勢は在米中国人の中で働いていたアメリカ人宣教師の中にも觀られる。例えば、中国人排斥の中にも、中国人を保護していたメソジスト派の在米中国人伝道監理 (Superintendent) で、後に在米日本人最初の団体である福音会の形成にも関与するO・ギブソン (Otis Gibson) とこう宣教師がいる。彼が寛大であり得たのは全ての人種は神の下に平等であると信じていたからであり、なおかつ中国人が低賃金労働者としてカリフォルニア経済に貢献しているからであった。ギブソンは決して中国人を白人と平等という立場で認めたのではなく、あくまで温情主義的な姿勢で中国人を「クーリー労働者」という点で受け入れていたのである。<sup>(8)</sup>

南北戦争後南部の黒人の教化事業を推進するために設立された会衆派のアメリカ宣教協會 (American Missionary Association) の東洋人伝道部——日本人伝道部を含む——の書記 (後に監理) のW・ポンブル (William Pond) は、アングロ・サクソン人種によつて中国人、日本人をキリスト教化であればキリストによる世の征服も決して遠くはないといつていふ。<sup>(9)</sup>

アメリカ・プロテスタンントがこの世に実現しようとしたキリスト教文明とは、まさにアングロ・サクソンによつて色どられたそれであった。一九〇五年の太平洋沿岸の会衆派の機関誌『ザ・ペシフィック』(The Pacific) 後に会衆・長老両派の機関誌) に掲載されたG・F・ペントコステ (George F. Pentecost) 牧師の長い論説は最も顕著にそのことを示している。<sup>(10)</sup> この論説は同誌の編集者が「最も興味深く価値ある論文のひとつ」であると絶賛して、少しでも多くの読者に読みやむためわざと掲載したものである。彼によると、アングロ・サクソンは「唯一の偉大な成功した征服者」であり、アメリカはその明確な証明である。なぜならこの国は唯一の成熟したアングロ・サクソンの植民地であり、独立して、アングロ・サクソンによつて行政および財政運営がおこなわれている。またアングロ・

サクソンは疑いなく「偉大な宣教者」である。アングロ・サクソン人種はローマ・カトリックよりも優等なプロテスタンティズムを受け継いでおり、神の摶理によつて「最後の世界文明の最高の使者」として働くものとされている。アングロ・サクソンのキリスト教宣教師のみがキリスト教文明と神の子の福音をアジアに伝えることができる。事実、アメリカ人はアジア人にアメリカの文明をもたらした。その中には普遍的な教育、政治的自由（政治的独立とはやや違う）、近代的機械技術及び科学、より良い社会理念、状況、商業方法、そして神の愛とその救いをもたらしたのであるという。ベンテコステはまさにストロンギーのたいした代弁者であり、アメリカのフィリピン植民地化の擁護者でもあつた。もう一人、同年の『ザ・ペシフィック』と太平洋岸の長老派の機関誌『ペシフィック・プレスピテリアン』(Pacific Presbyterian) に掲載されたユニオン神学校長C・C・ホール (Charles Cuthbert Hall) の論説を紹介しよう。(11) 彼によるところの世界でアングロ・サクソン人種の力は衰退の危機に瀕している。というのはアジア的文明、世俗主義、功利主義、個人主義など非アングロ・サクソン的文明がアメリカ社会によくない影響を与えていたからである。アメリカ人を原初的なアングロ・サクソン主義に帰す力は人間の行為、創造力または心をつかむ健康な生き生きとした宗教（キリスト教）にのみある。そのためホールは「アングロ・サクソン魂」(Anglo-Saxon Spirit) を鍛錬する必要を訴える。この魂は肉体的、道徳的勇気、偏狭主義を鼓舞しており、傲慢な人種主義であるといえる。かつ攻撃的、脅迫的、好戦的、自己満足的であり、不寛容がちであった。(12) ホールのいう「アングロ・サクソン魂」とはこのようにアングロ・サクソンの人種優越主義、世界征服主義、排他主義のエッセンスであり、キリスト教の唱える同胞主義と根本的に相反している。しかし、アメリカのキリスト教そのものに決定的な人種的色あいをつけるものとなつた。

カリフォルニアの日本人へのアメリカ・プロテstantの伝道はこうしたアングロ・サクソンの宗教表現という背

景を抜きにしては語れないと。カリフォルニア・プロテスタントの在米日本人伝道観を検討する前に、彼等の在米中国人伝道観を見ていねば。プロテスタントの中国人への伝道は日本人よりも前に始まり、日本人への伝道に影響を及ぼしたと考えられる。W・ウー（Wesley Woo）の研究によると、「明白な運命」の旗印の下で開始されたプロテスタントの中国人伝道はアングロ・サクソンのキリスト教文明がその他のものよりも優れているという信念が前提となっていた。<sup>(13)</sup> キリスト教文明の化身ともいふべきアメリカの威信を保つことが至上善であり、人種差別から中国人を護るうとしたプロテスタント牧師、宣教師もその例外ではなかった。<sup>(14)</sup> しかも中国人労働者はアメリカ西部の経済発展には欠かせない低賃金労働力である。この点では彼等は白人雇用者に荷担したのであり、中国人の受けている経済的搾取を無視したことになる。プロテスタントの人種差別的、温情主義的世界觀が彼等の中国人伝道ばかりか、その他の少数民族、人種にたいする伝道の背景にあった。

ではカリフォルニア・プロテスタントは日本人にたいしてどのように対応したのだろうか。W・モンドエロ（Salvatore Mondello）の「The Integration of Japanese Baptists in American Society」（*Foundations*, 20, 1977, pp. 254—263）だが、アメリカン・バプテスト派の在米日本人への対応を取り上げ、バプテスト派はアメリカのネイティブ・ブル排斥主義者から日本人を一貫して防御し、日本人がアメリカ社会に適応できる場を提供した。バプテスト派のリーダー達は日本人をアメリカ生活の主流に統合する役割を果たした、と好意的な評価をしている。しかしモンドエロはバプテスト派が排日法に対する立場やそのように臨んだのかについて結論が先走りし、それほど充分な検討を行なっていない。それはアメリカ社会への適応についての議論にもあてはめる。つまりモンドエロはアメリカ・プロテスタントがアメリカの民主的伝統、ヨーロッパの伝統を基盤にして、そのとおりの行為を日本人においているところにまだ未検証のままでの「仮説」を信じてはならないからである。また、B・ヘヤン（Brian

Hayashi) の “The Untold Story of Nikkei Baptists in Southern California, 1913–1924” (*Foundations*, 22, 1979, pp. 313–323) を指摘して、アメリカ社会への統合、適応において重要な役割を果たしたことを同化主義者の議論を前提にしてモノトロは話を進めていたのである。そこで本稿はである限り当時のカリフォルニア・プロテスタント教派の資料に基づいて、日本人伝道、排日運動への対応を歴史的に追ってみたい。

本稿では三つの視点を提示するに至る。第一に、カリフォルニア・プロテスタントの日本人伝道は教化、啓蒙の力点をおいたこと。つまり、改宗する日本人や、よりクリスチヤン化となることば、より文化水準を上げることなどにながらいたのである。文明化めぐる対象として日本人を捉えていたといえるかかもしれない。次に、彼等が伝教伝道をどのように見てきたのかを概観する。それによってカリフォルニア・プロテスタントの自己認識がどのようなものであったのか見えてくるはずである。最後に、排日運動が最も激化したカリフォルニアでの彼等の対応ぶりを分析する。いねむ、手段、自己認識、状況判断の三つの有り様を追及すれば、じぶつでカリフォルニア・プロテスタントの実態をより鮮明に捉えたことと思ふ。

取り扱う範囲は一九〇〇六年から一九一四年までの排日運動の全盛期のカリフォルニア州のプロテスタント教派でかい、特に三教派（長老、メソジスト、浸信派）を中心とする。尚可能な限りその他の教派（例えば聖公会や改革派）も追うるべである。<sup>(15)</sup> 周知のように、五教派以外にもバプテスト、フリーメソジスト、救世軍、南メソジスト、キリスト教会（バプテスト）、ボーリネスなど日本人伝道に関わった教派があるが、これらは言及しない。限られた資料を基にして、そのため、在米日本人伝道に関わった全ての教派を検討することはできないが、アメリカ大陸で最も多数の日本人が移入していたカリフォルニアの主流教派の動向を明示するだけでも、それなりに意義があるはずである。また本稿はあくまでカリフォルニア・プロテスタント側からの日本人移民を見るのであって、彼等の伝道の成果として形成されていく

日本人教会や日本人クリスチヤンの活動については別稿で論じることとする。

史料としては各教派の年会記録、機関誌、外交文書（『北米合衆国ニ於テ本邦人渡航制限及排斥一件』、『米国ニ於ケル排日問題一件』及び同『雑件』など）その他を主に用いる。

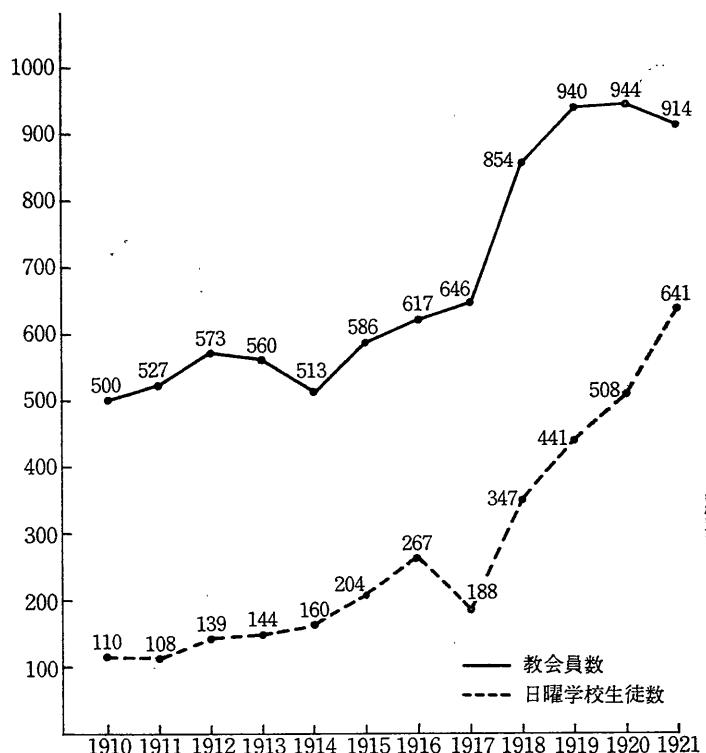
## 一、キリスト教化、文明化

筆者はすでに一九〇六年までのカリフォルニア・プロテスタント三教派（長老、会衆、メソジスト）の伝道活動について別の機会で論じた。<sup>(16)</sup> すなわち、プロテスタント教派のカリフォルニア日本人伝道は在米中国人や日本への伝道に密接につながっており、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけたアメリカ・プロテスタントの世界観、伝道観を反映したものであった。本稿ではすでに言及した部分についてはその要点のみを紹介し、主に一九〇六年以降のプロテスタンントの伝道活動について述べてみたい。

長老派は外国伝道局が主体となつて、在米日本人への伝道をおこなつた。そうして元タイ伝道宣教師であるE.A.ストージ（Earnest A. Sturge）が太平洋岸日本人長老教会伝道部の監理として日本人教会の形成に尽力した。

長老派は教育、啓蒙事業に力を入れ、サンフランシスコに日本人基督教青年会（Y.M.C.A.）を設立する他、各地に教育施設をつくり（学校、幼稚園、図書館、Y.M.C.A.、その他）。サンフランシスコのY.M.C.A.では語学のクラス（英語、ドイツ語、のちにラテン語）、教養クラス（歴史、科学）、特別クラス（神学生、医学生のため）、アスレティック・クラスが設けられている他定期的な文学会や学術講演会をおこなつていた。施設としては寄宿舎、図書室、出版局を設置していた。

(表一) 長老派日本人教会教勢 (1910—1921)



参考 : Presbyterian Board of Foreign Missions, "Table of Statistics of Japanese Mission", 1911—1921, (PCOH 所蔵)

ある。<sup>(18)</sup> (表一) をみると、一九一二年頃から日曜学校生徒数が徐々に増加(一九一七年を除く)しているのがわかる。メソジスト派のカリフォルニア日本人伝道は宣教協会 (Missionary Society) の下で開始された。一九〇七年に宣教協会が外国伝道部と内国伝道部に分離し、日本人伝道は内国伝道部に置かることになった。日本人伝道は当初

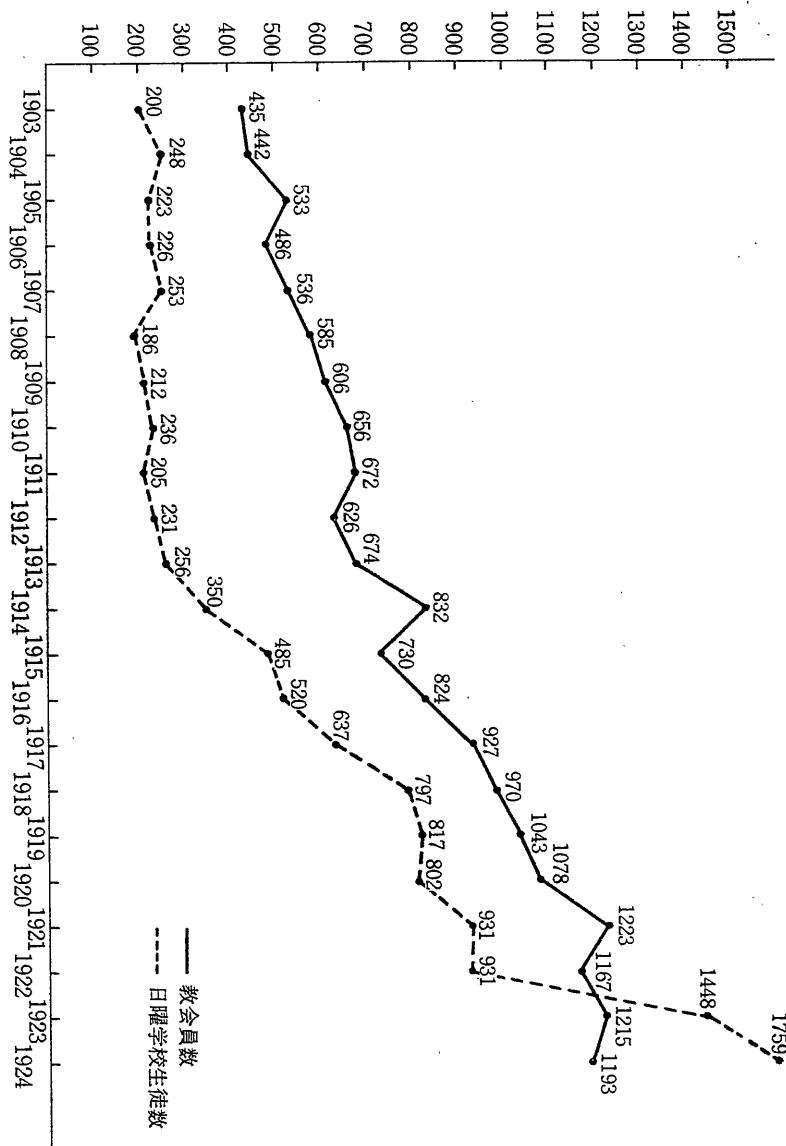
一九一三年以降、長老派の日本人伝道は家庭を指導することに力点を移し、日曜学校を拡充させた。外国伝道局の『年会記録』によると、紳士協約の制定以後日本人女性の移民が急増し、その結果カリフォルニアでは約七七八、○〇〇人の二世が生まれている。アメリカで生まれた日本人の子供は自動的にアメリカの市民権をもち、在米日本人とアメリカの橋渡しとなる可能性をもっていたので、二世教育は大いに期待されていたので

在米中国人伝道担当の宣教師（O・ギアソン）の管轄下にあつたが、一八八五年より元日本伝道宣教師M・C・ハリス（M. C. Harris）——後にH・B・ジョンソン（H. B. Johnson）——監理の指導下に置かれたことになる。

メソジスト派も教育、啓蒙事業に力を入れ、サンフランシスコに英語科と神学科の専攻をもつ美以英和学校（Anglo-Japanese M. E. Training School）を設立した。英和学校での英語教育の意義についてM・ヴァール（Milton Vail）校長は次のように語る。英語は「世界的言語」、「最高の文明の言語」、「自由の言語」、「世界に正義、眞実、公正の王国を建設」するための言語である。<sup>(19)</sup> キリスト教のみが日本人を一等国民になし、社会にとって望ましい構成員として、そして日本人のアメリカ化に役立つのである。<sup>(20)</sup> キリスト教化とアメリカ化は一体のものであり、一方を抜きに他方は語れないというのである。<sup>(21)</sup> 又日本人移民が各地に散らばるとともに各地に学校及び青年教育のためにユニーク同盟会を作つて、いた。<sup>(22)</sup>

一九〇〇年以降、メソジスト派は日曜学校、小学校、家庭集会による一世教育に尽力した。従来は青年男性にその伝道活動の基盤をおいていたが、長老派同様、紳士協約以後増加する女性、一世に焦点をあわせるべく、じゅうした活動を開始したのである。<sup>(23)</sup> 表(1)では日曜学校生徒数は一九〇三年（二〇〇人）、一四年（三五〇人）、一六年（五〇〇人）と増え続けて、『年会記録』によると、オークランドでは家庭集会をはじめ、まだフローリン、ルーミス、サクランメント、サンフランシスコ、バカルンでは一世のための語学学校、幼稚園などを開設し、よい成果をあげたのである。<sup>(24)</sup> 日曜学校生徒数の増加に伴いメソジスト派の日曜学校局は太平洋岸の日本人教会の日曜学校教育を更に充実させたために春山・Cを専任の教育主事として雇い入れている。<sup>(25)</sup> 日本人女性のために婦人内国伝道協会東洋人部（Oriental Bureau of the Woman's Home Missionary Society）は一九〇〇年にホームをペイン街一四一九に新設した。<sup>(26)</sup> 一九〇八年まで、このホームには幼稚園（午後1～1時）、児童学校（九～三時）、日本語学校（三～五時）、朝鮮語教室（四

(表二) メソジスト派日本人教会教勢 (1903—1924)



参考 : PJM, MEC, Official Journal, 1903—1925, (GTU 所蔵)

く五時)、聖書研究会(水曜朝夕、日曜)、修養会——キングズ・ドーターサークル(日本人のため)、クィーンズ・エスター・サークル(朝鮮人のため)などのプログラムをもつていた。<sup>(27)</sup>こうした女性のための伝道ホームは後にロサンゼルス、シアトル、ホノルルにも設立されることになる。<sup>(28)</sup>

会衆派のカリフォルニア日本人伝道は当初アメリカ伝道協会の中国人部の下で始まるが、後にカリフォルニア日本人及び中国人部(一八八二年)、カリフォルニア東洋人部(一九〇七年)の管轄下に置かれている。日本人伝道は前述したW・ボンドの指導下に置かることになる。

会衆派も日本人の教育、啓蒙に力点を置いた。F・グッドワイン(Frank L. Goodwin)によるとクリスチヤンの「責務と国の安全はひとつ的事柄」である。キリスト教文明とその真理を守るため、アメリカのクリスチヤンは反宗教的、反キリスト教的な人々を改宗させるべきであるという。<sup>(29)</sup>会衆派は他の二教派同様各地で教育事業をおこなつ<sup>(30)</sup>。その他の教派では、聖公会は一八九五年に、東京のビショップの管轄下でサンフランシスコでの日本人伝道を開始した。東京主教J・マッキム(J. McKim)は一八九五年に田井正一を派遣しサンフランシスコ在留日本人への伝道をはじめた。<sup>(31)</sup>一九〇二年にこの日本人伝道所は日本主教区からカリフォルニア主教区に移轄された。一九〇一年に元日本宣教師M・パターソン(Mary L. Paterson)が日本人伝道を発展させるべくサンフランシスコに渡ってきた——。

一九〇六年よりは元日本宣教師H・ジエフリイズ(H. S. Jeffrys)が就任した。<sup>(32)</sup>

聖公会はサンフランシスコに夜学校を設立し、日本人人口がカリフォルニア各地に広がるとともに、サクラメント(一九〇四年)、ロサンゼルス(一九〇七年)、オークランド(一九〇九年)に伝道所をつくつていった。<sup>(33)</sup>サンフランシスコには聖書研究会、婦人会、幼稚園が、そしてロサンゼルスには保母養成学校、幼稚園、日本語学校などがおかれている。<sup>(34)</sup>

改革派は内国伝道局の管轄下に一九一〇年より在米日本人への伝道を開始した。一九二一年に内国伝道局は太平洋伝道部をつくり、日本人伝道はその管轄下にはいった。

サンフランシスコの改革派伝道は、島貫兵太夫が設立した力行会のグループが母胎になり、内国伝道局の援助のもとに森淳一が一九〇〇年に伝道集会をはじめた。<sup>(35)</sup>その後サンフランシスコやロサンゼルスで様々な教育、社会奉仕活動をおこなった。<sup>(36)</sup>

## 二、仏教への姿勢

カリフォルニア・プロテスタントの仏教に対する姿勢は当時の彼等の世界観をよく反映したものであった。

日本の土着宗教のひとつである仏教の布教是在米日本人へのキリスト教伝道にとって大きな打撃となつた。まず本派本願寺が一八九八年にアメリカでの活動を開始した。本多恵隆と宮本惠順が本願寺代表として在米日本人を訪問したのである。これら二人の僧侶の助力を得て、同年にサンフランシスコの仏教徒は仏教青年会を設立した。在留日本人仏教徒はサンフランシスコに西本願寺の支部をつくり、日本より開教師を派遣してくれるよう請願し、本願寺の承諾を得ている。一方、仏教青年会はステブンソン街五三二に移り、英語学校を一八九九年に開始した。同年、日本から二人の開教師がサンフランシスコに渡り、本願寺支部が正式に設立された。その後本願寺ミッショնは互助会、『米国仏教』を通じて日本人の啓蒙、福祉のために尽力した。

仏教開教師は各地域に散らばる日本人への布教を勢力的に行い、サクラメント(一八九九年)、フレズノ(一九〇〇年)に仏教会を建設するに至る。仏教は日本人にとって親しみのある宗教であつたために会員は急激に増加した。仏教会

(表三) 日本人キリスト教会及び仏教會教勢 (1908~1914)

	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	
キリスト教	教会数 教師数 会員數 会計		35 36 1,699	40 41 2,618	48 42 2,514 23,442	43 36 2,040	47 50 2,739	50 54 2,442
仏教	教会数 教師数 会員數 会計	8 8 2,020	11 12 2,932	11 12 4,090	14 14 4,663 16,400	18 18 5,450 19,400	19 19 5,930 21,030	19 19 6,470 27,330

参考：日米新聞社『日米年鑑』、1910—1918年 (UCLA 所蔵)

は数の点ではキリスト教会より少ない。しかし(表三)が示すように、会員数においては一九一二年にあっては二倍になっていた。ただし仏教会の会員数はキリスト教会と異なり、必ずしも積極的に教会のプログラムを担うというよりも単に教会に属しているだけというのが相当数あったと推察できる。<sup>(37)</sup> 一九一四年にアメリカの仏教会はその統一のために北米仏教団を設立した。

キリスト教会同様、仏教会もキリスト教会の伝道方法を真似て教育活動に重きをおいた。例えば、サンフランシスコには仏教婦人会(一九〇〇年)、仏教青年会(一八九八年)、仏教女子青年会(一九一九年)、ボーリスカウト(一九三三年)、仏教少年会(一九二九年)、仏教少女会(一九二九年)、その他日曜学校(一九一三年)、一世の日本語教育のための桑港学園(一九一五年)などの活動があつた。<sup>(38)</sup> 他の仏教会もこうした教育プログラムをもうけていた。

ではこうした仏教会の布教活動はキリスト教会の伝道にどのような影響を及ぼしたのであらうか。以下カリフォルニア・プロテスタントの対応を概観してみよう。<sup>(39)</sup> 長老派は『年会報告』(一八九九年)の中で仏教青年会(YMBA)について「この会はキリスト教に反する劣等な人々が構成している」と評している。一九一二年及び一三年の『年会報告』には仏教会の布教活動が日本人へのキリスト教伝道を困難にしている原因のひとつであるという指摘がある。しか

しこのこととで仏教会がキリスト教会と伝道上常に競合しているという結論は導き出せない。例えば、ハンフォードやワッソンビルの日本人長老教会は仏教徒と協力して学校、幼稚園をひらいていたからである。<sup>(40)</sup>

メソジスト派は一九〇〇年初頭には西本願寺の実績を認め、「仏教徒とクリスチヤンの伝道方法、目的は多くの点で同じであり、お互に軋轢をもつことはほとんどが全くない。即ち、両者共に人々の福祉向上を目指している」と述べている。<sup>(41)</sup>このことは仏教会の活動がキリスト教会同様、教化啓蒙にむけられていたことでもわかる。

しかし仏教会が各地で活発な布教戦線を張り、教勢を拡張していくので、メソジスト派は徐々に見解を変え、仏教徒の伝道が「日本人に福音が広まるのを疑いなく非常に難しくしている」と述べるに至っている。<sup>(42)</sup>

一九一〇年以後、仏教会の組織的伝道は著しくキリスト教伝道の妨げとなつた。メソジスト派は二世のための日本語学校をつくることにさらなる努力をした。なぜなら、紳士協約以後仏教会は一世を対象とした学校、幼稚園づくりでかなりの成果をあげていたからである。<sup>(43)</sup>

一九二一年頃には、仏教会はキリスト教会がある所とほぼ同じ地域に会堂をたて、既してキリスト教会よりもつばな資産をもつていた。H・ジョンソンは仏教会について、仏教会は「強力な競争者」であり、キリスト教会と同じ地域にあり、しかもより立派な資産をもつてるので、この点に関してキリスト教会は不利である。また仏教会が強力な組織を持ちキリスト教会を真似た伝道方法をとっているためにキリスト教会の日曜学校の生徒を獲得するのに骨が折れる、と嘆いている。<sup>(45)</sup>更には彼は仏教は「闇と最後の死滅の教義」であり、「我々の主であり救い主であるイエス・キリストに合い入れない宗教」であると見なしていた。<sup>(46)</sup>

これだけの例によって五教派の仏教会への反応を一般化することはできないが、少なくともカリフォルニア日本人伝道に従事した主要な教派の幾つかは仏教会がキリスト教伝道の邪魔物であり、更には仏教によつては日本人は救え

ないという確信をもつていたことは確かである。H・ジョンソンはこのことに関して、仏教は太平洋岸の日本人コミュニティーに「ほとんど影響を及ぼしていない」と評している。彼は仏教徒の仏讚歌はキリスト教の讚美歌を真似しており、「靈的な獨自性」などなく、「寄生虫的」であると批判し、仏教は「人類にとっていかなる妥当なメッセージ」も持っていない、と述べる。そして、ジョンソンは真理は仏陀にあるのではなく、キリストこそがそれである。即ち「キリストはこう言っている『わたしは道であり、真理であり、命である』」とし、クリスチヤンとしての強い自意識を示した。<sup>(47)</sup>

### 三、排日運動のさ中で

アメリカ・プロテスタントは移民への伝道事業においてアメリカのキリスト教文明を発展させることに力点を置いた。彼等は当時の社会問題に対してもうて対応したが、人種問題に対しては明確な対応をしていない。そして彼等の排日運動への対応は当時のプロテスタントの人種問題への取組みの不十分さを明瞭に映し出しており、すでに彼等の中国人排斥運動に対する姿勢にその萌芽がみられる。カリフオルニア・プロテスタントが日本人排斥にどのように臨んだかをみると、その伝道観、アジア人種観、キリスト教文明観などが明らかになる。

カリフオルニアの排日運動は一九〇〇年頃から顕著に出てくるが一九〇五年頃から本格化する。一九〇四年の日露戦争に際してそれまで日本に好意的な態度をとっていたアメリカでは、日本がこの戦争に勝つや、一変して「黄禍論」が蔓延するようになる。そうして各地で日本人労働者に対する排斥、サンフランシスコの公立学校からの日本人学童の排斥隔離（一九〇六年）、そして日本人移民労働者の入国禁止およびハワイ、メキシコ、カナダからの日本人転

航者の禁止（一九〇六～七年）、排日土地法の制定（一九一三年、後に詳述）と展開していく。日本政府及び在米日本人会（一九〇八年設立）はこうした動きを緩和すべく努力したが功を奏することはなかつた。排日機運は一九一五年に開催されたパナマ博覧会への日本の参加や第一次世界大戦で日本がアメリカに協力したことによる少し鎮静化した。しかし排日運動は、一九一九年に排日運動グループの再組織化がなされ、州上院議員インマンを会長とするカリフォルニア東洋人排斥同盟（California Oriental Exclusion League）の組織は短命であり、一九一〇年九月にカリフォルニア日本人排斥同盟〔Japanese Exclusion League of California〕がインマンを中心と再組織される（以下も手伝つて再び加熱化する。そうして日本人移民の土地所有を禁止する土地法の制定（一九一〇年、後に詳述）、日本人をアメリカから締め出す一九一四年の排日移民法の制定にまで及ぶ。以下主要な日本人排斥事件に対するカリフォルニア・プロジェクトの対応をみてみよう。

すでに述べたように、一九〇五年以降排日運動が激化した。『サンフランシスコ・クロニクル』（以後『クロニクル』）は同年、日本人は中国人同様アメリカに同化しない、日本人は白人労働者の技術を取得していくながら低賃金で働くので白人労働者にとって脅威である、それゆえアメリカの安全のために日本人を排斥すべきである、というふうに排日キャンペーンをはつた。同年にはサンフランシスコでアメリカ労働組合の保守派が中心となって日韓人排斥同盟（Japanese and Korean Exclusion League、一九〇九年までの名前で存続）が設立された。その設立目的はもやもやん経済的、人種的に日本人を排斥するためのものであった。アメリカの社会党も排日的立場をとったことはよく知られている。<sup>(48)</sup>

長老派の『ペシフィック・パンスマテリアン』は『クロニクル』の排日キャンペーンに対し、日本人は「この国のクリスチヤンは彼等の親友であることを実感してゐる」と眞摯關係の堅かを強調する一方で、こうしたキャンペー

ンが在米日本人への長老派の伝道に「有害な影響を及ぼす」と懸念している。<sup>(49)</sup>

メソジスト派は早く、一八八九年にすでに将来において中国人排斥運動が排日運動に発展していくことを予見している<sup>(50)</sup>。一八九三年、サンフランシスコ教育局は日本人学童の公立学校からの隔離を決議した。それに対し、同派の日本人伝道監理M・C・ハリス、安孫子久太郎（当時福音会会长）その他の在留日本人指導者やアメリカ人クリスチャント達はこの決議の撤回を求めて反対運動をした<sup>(51)</sup>。一九〇五年に『クロニクル』のおこなった排日キャンペーンに対しでは、メソジスト派教役者会が、ハリスの後任として同派の日本人伝道監理となつたH・B・ジョンソン等が作成した排日的新聞論調への抗議文を討議し、満場一致で可決した。その中で日本からの移民を制限し、アメリカの労働者を保護することを前提とした上で、排日報道は人種偏見を高めアメリカの極東政策に悪影響を及ぼし、ひいては「無価値な、反アメリカ的、非キリスト教的」な州立法府の対応を招きかねない、と述べた<sup>(52)</sup>。またメソジスト派の機関誌『カリフォルニア・クリスチヤン・アドボケート』(California Christian Advocate, 以後『アドボケート』)が、日本人移民は全ての文明国が最も好感をもつてゐる國のひとりとして数えている「文明国」日本から來てゐるのであるから、アメリカ人は日本人を排斥すべきではない、と述べて日本人を弁護した<sup>(53)</sup>。一九〇五年以後日本人排斥の機運が高まる中で、サンフランシスコ教育局は再度日本人学童のために隔離学校を設立することを決議した。これに対してもメソジスト派のポートランド及びランス・ミシシッピ年会はこの排日決議に反対した<sup>(54)</sup>。またジョンソンは一〇月に東海岸に赴き、サンフランシスコの決議を批判するための啓發運動をおこなつた。

会衆派の『ザ・ペシフィック』は、『クロニクル』は日本人について誤った誇大な記事を載せ、それらがイタリア人に當てはまる場合には言及しないという様に「人種偏見」に彩られたものである、と批判する。そして移民法を制定して大西洋からであろうがアジアからであろうが「望ましくない」移民は制限して、アメリカの生活・文化水準を

守るべきであると主張した。<sup>(56)</sup>

#### 日本人学童隔離問題に抗して

排日機運の高まりの中で、一九〇六年、サンフランシスコ教育局は日本人学童を中国人の隔離学校に移すことを決議した。

この決議に対して、一〇月一八日にオーランドで開かれていた「加州宗教大会」(The Interdenominational Missionary Conference) 11'000人の代表が出席していた)は、サンフランシスコ教育局の決議は「非キリスト教的」、「反アメリカ的」、「不正義」、「適時でない」、「賢明でない」、「一旦これが成立したら改変できない」ので、決議を「再検討」してアジア人の学童が公立学校に通えるよう計るべき、という趣旨の決議文を満場一致で可決した。<sup>(57)</sup>

各教派の反応を見てみよう。この決議が長老派の日本人伝道に影響を及ぼしたのは言うまでもない。一九〇六年の長老派『年会記録』は、サンフランシスコの日本人は宗教に余り関心をもっていない、というのに「日本人が最近受けているちっぽけな迫害」のために彼等は自らのコミュニティーを守り、再構築することに最大の勢力を傾けなければならないからである、と報じている。

メソジスト派では、サンフランシスコ教育局の決議の後、アメリカ人を正しく教育する為にH・B・ジョンソンが『カリフォルニアの日本人差別』(Discrimination Against the Japanese in California) を出版した。また一九〇七年一月二八日に開かれたサンフランシスコのメソジスト教役者会はジョンソンの尽力でこの問題に対し、基本的にアメリカの生活、文化水準を守ることを前提にしたうえで「一人種のみをその人種的背景で差別し、一方で他の国民を自由に受け入れてるので非アメリカ人的、非キリスト教的である」という決議を満場一致で行なった。同派

教役者会はそれ以降もジョンソンの努力で日本人擁護、日本人差別への抗議の姿勢はくずさなかつた。<sup>(58)</sup>

その後もメソジスト派は教育局の決議やカリフォルニアの排日煽動家を機関誌『アドボケート』で批判し続けた。<sup>(59)</sup>

『太平洋沿岸日本人連国会記録』（一九〇七年）によると、こうした排日氣運は在米日本人社会に様々な波紋を投げかけた。その一つに、在米日本人中に二つのグループができてしまったということがある。一つは日本人を差別する社会のパックボーンになつてゐるキリスト教に反感をもつグループ、もう一つはアメリカのクリスチヤンは日本人を人種的攻撃から守つてくれるのであり、大半の排日煽動家はむしろ「本当のアメリカ人」、「本当のクリスチヤン」

ではなく外国生まれの連中であると思つてゐるグループであつたといふ。<sup>(60)</sup>また直接排日の煽りをくつた教会があつた。バカビルの日本人メソジスト教会は新しい会堂を建てるために土地を工面したが、市当局はそれを認めず、中国人街に日本人教会を建てるよう通達した。同教会の会員数は「こうした非キリスト教的な扱いのため」減少した。<sup>(61)</sup>

日本人学童隔離事件を解決するため、日本とアメリカは一九〇七年に「紳士協約」を締結し、ハワイ、メキシコ、カナダからアメリカへの転航を禁止した。この「協約」によつて今後アメリカに渡れる日本人は旅行者、学生、商売人、政府関係者、すでにアメリカに住んでゐる日本人の家族のみとなり、労働者の入国は禁止された。

この「協約」締結後、日本からの移民が減少し、アメリカからの帰國者（クリスチヤンを含む）が増加した。<sup>(62)</sup>メソジスト会員中受洗者は一九〇八年以降減少していふ。<sup>(63)</sup>当然の事ながら『アドボケート』は、「協約」を高く評価し、これは移民問題を解決する適切な方法であり、アメリカ人はヨーロッパと日本からの移民を「公平」に扱わなければならぬと力説している。

一九〇九年以降も『アドボケート』は日本人を数々の排日法案（日本人を公立学校から排斥する法、日本人の土地所有を

否定する法、日本人が事業主になることを拒否する法、日本人の住居制限をする法など)から弁護しようとした。『アドボケート』はアメリカ人に在米日本人を公平に扱うように、そして人種偏見に基づく排日法に反対するよう訴えた。もしそのような法が通過すれば日米の友好関係にヒビがはいる。日本人は脅威でない、むしろ日本人は必要な労働力としてカリフォルニアの農産業の発展に貢献している。さらには人種偏見はキリスト教の慈愛によってのみ解決されるのだと述べる。<sup>(64)</sup>

会衆派の日本人伝道を担っていたアメリカ伝道協会は一九〇六年一二月に開かれた年会で、こうした日本人学童排斥事件が起つたことを「深く遺憾に思う」と同時に東洋人種の子供が「どうでも平等に扱われるよう」に請願する、という決議をおこなった。<sup>(65)</sup> 一九〇七年一〇月八~一七日にクリーブランドで開催された会衆派教会全国大会(National Council of Congregational Churches)は一六〇付で日米両国の親交を害するジャーナリズムその他の排日煽動や排日事件に「遺憾」の意を表すとともに、「キリスト教的なアメリカは半世紀以上続いた日米の決して壊れない友情に誠実である」ことを日本人にわかつて欲しい、という決議を全会一致でおこない、ワシントン駐在の青木周蔵領事に送つた。<sup>(66)</sup> 又会衆派の『ザ・ペシフィック』はサンフランシスコの教育局の排日決議について、この決議は労働組合によって広がった人種偏見に基づくものである、と述べる。また日本人学童を隔離する必要はない、なぜなら日本人生徒は白人生徒に「危害を加え」たりしない。一方、この問題は国家的なものであり、カリフォルニア人だけによつて決定できな<sup>(67)</sup>。そうしてこのような決議やそれを指示する新聞は同胞主義に反し、「神に敵対する」者である、と批判する。<sup>(68)</sup>

『ザ・ペシフィック』は決して無制限な日本からの移民を提唱しなかつた、むしろ「我々は国民に寛大で公平である」とをあえて望み、また日本人や他のアジア人を、我々がその他の外国人を扱うよう臨<sup>(69)</sup>んだのであつた。それゆ

え『ザ・ペシフィック』は紳士協約によるの問題の解決を歓迎した、なぜならこの協約は「同胞主義に反せずに、海を越えて我々の隣のドアの隣人である価値ある人々に恥をかかせる」となく、わが国に不愉快な労働者が大量に押し寄せてくる事を防ぐ」とが」できるものであったからである。<sup>(70)</sup> 紳士協約締結後は、『ザ・ペシフィック』は日米戦争が決して起こらないこと、日本人に対して同胞主義と正義を実行すべきことを強調した。<sup>(71)</sup> この同胞主義とは、C・H・ロングフュローによると、

もし我々がペウロの「また、ひとりの人から、あらゆる民族を造りだして、地の全面に住まわせ、それぞれに時代を区分し、國土の境界を定めて下せられたのである」（使徒行伝、一七章二六節）という教えを受け入れるのなら、そしてわれらがイエスとともに「我らの主」といふとき、我々は同胞主義のもとに全ての人々を含んでいたのだと信じるならば、我々は召使いをしたりパンくずを片付けたりして居る褐色、黄色の兄弟達に対して全く違った見解をとるべきである。

攝理的な事件としてこれらの他の国々の代表達は「道であり、真理であり、命である」主を学ぶために我々のところに送られてきたのである。<sup>(72)</sup>

という聖書的な確信にたてじるものであるといふ。これは白人と有色人種との階層差をよく表わしており（主人・召使）、白人のために手足となつて働く貧しい有色人種に対するあわれみの気持ちから出ていた。

カリフオルニアのクリスチヤンの日本人移民への姿勢を最もよく表して居る事件は、一九〇七年一月二四～二七日にヘルモン山で開かれた東洋人問題（テーマは“*The Oriental In America, Our Problem and Our Task*”）だ。この会議である。以下にその面々が参加した。

- H・ベル (Hugh H. Bell) ——サンフランシスコ第一合同長老教会牧師
- W・ベル (William Bell) ——ベーカーレー合同ブレバードレン教会監督
- C・ベルシュー (C. M. Belshaw) ——カリフオルニア州上院議員
- M・ブラック (Marshall Black) ——同

- C・R・トーマス (Charles R. Brown) —— ハーフラム第一会衆教会牧師  
 G・E・バーリングーム (George E. Burlingame) —— サンフランシスコ第一ペナント教会牧師  
 D・E・コラックス (Edward Collins) —— ラコナルニア銀行 (ホークランド) 社長  
 E・R・ディル (E.R. Dille) —— ハーフラム第一メソジスト・ユニバーベル教会牧師  
 J・フレイヤー (John Frayer) —— カリフォルニア大学教師  
 C・R・ハーレル (C.R. Harrell) —— 資本家 (ストックトナー)  
 H・B・ジョンソン (H.B. Johnson) —— 太平洋美以日本人連合会監理  
 D・S・スター (David Starr Jordan) —— ベタノンカーデ大学教授  
 W・H・ランドン (Warren H. Landon) —— フィンチランシベニア神学校  
 J・H・ラフリン (J.H. Laughlin) —— 長老派中國人伝道部監理  
 W・マッカーナー (Walter MacArthur) —— 『ワーグル・シーマン』編集長 (サンフランシスコ)  
 H・J・マッコイ (Henry J. McCoy) —— メソア幹事 (サンフランシスコ)  
 W・H・モーレンド (Wm. H. Moreland) —— ハクラメント監督  
 C・S・ナッシュ (Charles S. Nash) —— 太平洋神学校  
 W・F・ニコルズ (Wm. Ford Nichols) —— カリフォルニア監督  
 A・W・ライダー (A.W. Rider) —— ハーフラム・ペナント宣教局  
 E・A・スチュア (E.A. Sturge) —— 長老派日本人伝道部監理  
 H・V・カーネ (Hirman Van Kink) —— ハーフラム・クリスチヤン神学校  
 L・T・ホワイト (Lynn T. White) —— ハントンシスコ聖ボーロ長老教会牧師  
 G・W・ホワイト (George W. White) —— ハントンシスコ・ウェブレー・メソジスト・ユニバーベル教会牧師
- 」の名簿からわかるように、この集会にはキリスト教界をはじめ各界の代表者がぞうりとそろった極めて印象深いものであった。そしてこの公議で決まった事柄は当時のインテリの意見を代表するものであったと考えられる。この公議が討議された主なテーマは次の通りである。

一一五日 「より広範な世界観」

「偉大な同胞主義」

「二つの偉大人種の交渉—宣教師の立場から」

一一六日 「開放市場の商品」

「二つの偉大人種の交渉—産業の立場から」

「痛烈な問題」

「アングロ・サクソンの優越性」

こうして会議では東西人種の交流について経済面、精神面から話し合ったが、その中でも気になるのは、「アングロ・サクソンの優越性」についてわざわざ「アメリカの支配原理」としてまたキリスト教的人間観との関わりで討論していることである。

この会議の性格はその決議によつてはつきりと知ることができる。<sup>(24)</sup> 即ち、アメリカは絶対的正義と最大限の平等でもつて日本を扱うべきである。人種や国柄でもつて移民を差別したり制限する為に法律を制定すべきでない。既にアメリカに居住している人々に対しては他のアメリカ人と同等の権利を与えるべきである。帰化権については「もつと説得力があり、しかも普遍的に適用できる」ようにすべきである。そうして今後東洋人問題についての会議を続行するためにはその基礎となる原則を確認した。それは、

- (1) イエス(キリスト)によるこの世の統治。
- (2) 太平洋をとりまく國々での正義と相互福祉の推進。
- (3) アメリカでのアングロ・サクソンの疑いの余地のない霸權

であった。この原則によつて、カリiforniaのクリスチヤンがどのような立場で排日差別に取り組もうとしているかはつきりとわかる。つまり彼等はアングロ・サクソンの優越性を強調したキリスト教信仰を基にした正義と平和の

政策を宣言したのである。

」の會議で長老派の日本人伝道の總責任者ともいべきE・A・ストージは「日本人は排斥すべきか」("Should We Exculde the Japanese?") というテーマで演説し、次の理由で日本人排斥に反対している。<sup>(75)</sup> 日本人排斥はカリフォルニアの農産業にとってたいへんな損害となる、というのは当州では日本人労働者を「加州の手」と呼ぶほど優秀な農業労働者と評価し必要としているからである。また國際主義の精神は單なる愛国心より価値がある。なぜなら後者は排日運動を単に刺激しただけであるが、前者は神のもとに各国の福利を向上することによって國際的な繁榮を実現しようとするからである。日本には一〇万人以上のクリスチヤンがあり、在米日本人中には五〇〇人のクリスチヤンが長老派に属しており、日本人排斥を彼等がクリスチヤンにならない、同化しないを理由に論じることはできない。日本人は知的にも道徳的にも決してアメリカ人に劣らない。むしろ彼等は高度な知能と道徳水準をもつていて、聖書的信仰によつて、我々は皮膚の色に関わりなく全ての人々を兄弟姉妹として認めるべきである。神の國は様々な人々に住む福音に連なる特別な人々からなっているから、我々は人種差別をやめ、全ての人々は神の下に同じ血によつてつながる家族であるということを学ぶべきである。それゆえ、クリスチヤンは皮膚の色や國による差別に基づく移民法に反対し、クオーター制をすすめるべきである。つまりストージは主に二つの理由で排日に反対している。即ち排日は道徳にかなわない根拠のないことであり、むしろ全ての人間は神の基に兄弟姉妹である。次に排日はカリフォルニア経済の發展に障害となる、なぜなら当州は日本人労働者をその發展の為に必要としているからである。」に既述したギブソンの中国人排斥への対応と同じ姿勢を見ることができよう。

日本人の土地所有を制限する法案は一九一三年に排日土地法が制定されるまでに何度もカリフォルニア州議会に上程案されたが、ついに同年、市民権をとれない日本人の土地所有及び三年以上の土地賃借を禁じる法案が制定された。そのため日本人が土地を所有する方法は、市民権を持つ二世の名義か、アメリカ市民が株を半分以上所有する株式会社を設立して購入するしかなかった。この排日土地法はいくつかの点で興味深い特色をもつていた。経済面では、土地法は日本人の農業（土地所有、マーケット）部門への進出に歯止めをかけた。端的にいって、日本人がカリフォルニア農業に進出することで、白人農業家の利害と衝突したのである。社会的、人種的な面では、日本人の農業面での進出は初期の中国人排斥や「黄禍論」まで遡ることができる人種偏見を刺激したのである。政治的人種的にはカリifornニアの政治家は排日キャンペーンを選挙に利用したのである。憲法の面ではウィルソン大統領はカリifornニアのみで制定された土地法の憲法上の妥当性についてなんら行動をとっていない。つまり州の行為が政府の承認を受けてしまったのである。国際面では日本政府は西欧の国々との公式な平等の関係を確立するために一八九四年の「不平等条約」の改正のもくろみ、一九一一年には通商条約を結んだ。それにもかかわらず、日本政府の求める大原則である日米の平等関係はカリifornニア州の人種偏見によるこの土地法の制定によって打ち砕かれてしまった。

一九一三年に排日土地法が制定されるや、カリifornニアのキリスト教組織はこの人種差別的土地法に抗議する声明を出した（例、メソジスト教役者会、平和委員会、東洋人伝道に従事するアメリカ人伝道者の常置委員会、長老派教役者会、サンフランシスコ湾会衆派教役者会など。<sup>76</sup>）。

長老派は『年会報告』（一九一三年）で、この土地法が太平洋岸の日本人伝道ばかりか太平洋の向こう側の日本伝道にまで打撃を与えたと深刻に訴えている。具体的な影響としてE・A・ストージは、ストックトン伝道所のメンバーは大半が農民なので土地法が彼等の生活を崩壊せしめたこと、またこの土地法が日本人農民に与えた経済的打撃は、

日本人農民を農業地域から立ち去らせる結果となり多くの人々が都市に流入して白人の労働組合と競合するはめになりつゝあること、そして結果として「教会の成長、自給を手間取らせん」(77)になつたと報じている。一九一四年の『年会報告』はこうした状況についていわゆる感想を述べている。

「キリスト教國及び我々のキリスト教会の相当數のメンバーが神がアジア諸地域から我々の戸口まで連れて来て下された外国人と共にこの國を讀えたくない」と訴えている。だから神の父性、人間の同胞性について説教する意味がない。

つまりこの土地法をめぐる世情は、神のもとに同胞主義を基礎としたキリスト教國アメリカのあるべき姿と全く矛盾していると批判しているのである。『ペシフィック・プレスビテリアン』は日本人がカリフォルニアを占領しているいうデマを嘘であると批判したうえで、排日家が外国人のカリフォルニアへの侵入を「禍」であると評しているが、実際は日本人へのそうした偏見こそ「禍」とすべきである、と批判している。<sup>(78)</sup>

第一次世界大戦期はアメリカ経済が好況で、日本人の農業も好調であった。しかし一〇〇ペーセントアメリカニズムが風靡した時期でもあった。戦後再び排日機運が高まり、カリフォルニア東洋人排斥同盟（一九一九年設立）、カリフォルニア日本人排斥同盟（一九二〇年設立）、その他の排日組織が（Native Sons of the Golden West, Native Daughters, American Legion, California State Federation of Labor）カリフォルニアにおける日本人の經濟的發展は一種の平和的な侵略であると唱えた。当時はアメリカが日本の極東政策を軍国主義的、帝国主義的であると批判しており、一方在米日本人人口が婦人、子供を中心に増加しており、そのことに対する懷疑心もいた。そして一九二〇年に帰化できない外国人がカリフォルニアの土地を購入したり借用したりする」とを全面制限する土地法が制定された。この土地法はカリフォルニアだけでなく、ワシントン州（一九二一年）、ネブラスカ州（一九二一年）、テキサス州（一九二一年）、オレゴン州（一九二一年）、アイダホ州（一九二一年）などでも制定された。この結果、

多くの日本人農民は農地を離れて都市に流入した。数人の日本人農民はこれに反対して訴訟を起したが、体制をかえることはできなかつた。

長老派の『年会記録』（一九二一年）は、排日土地法によって日本人農民は大きな損害を被つてゐるが、日本人伝道の将来は「決して落胆すべきものではない」と楽観的な展望を述べてゐる。しかし日本人の伝道への日本人からの寄付金額を見ると、一九一九年以降減少している。<sup>(79)</sup>またハリウッド及びロングビーチの日本人長老教会は日本人への敵意があまりに強いので会堂のための土地購入に苦労していた。<sup>(80)</sup>

『年会記録』（一九二〇年）でE・A・ストージは、アメリカの農業家の日本人排斥への努力は「何か日本人に対してよりも、彼等自身の利益のため」に行なつてゐる、と批判する。つまり日本人農民への人種的差別は日本人農業の発展、熟練に対しアメリカ農民の利益を守ろうという競合心の反映したものであつた。ストージは、

我々の叫びは「日本人を排斥せよ」であつてはならない。むしろ日本人や全てのアメリカにたどり着く外国人をアメリカ化し、キリスト教化することであり、そのことによつて我々は最大限にアメリカと世界を救えるのである。

と述べる。ストージはここで「世期転換期」のアメリカのプロテスタント伝道の根本的なテーマを明確に打ち出す。即ち日本人はアメリカと世界のキリスト教文明化のためにアメリカ化、キリスト教化されねばならない、ということである。

メソジスト派は一九一三年の排日土地法に対応すべく、日本人教会の資産を様々な方法で確保しようとした。例えばアメリカ人教会の法人組織が所有する（ベーカースフィールド、フレズノ、セルマ、オックスナルド、リヴァーサイド）、日本人による法人組織が所有する（ルーミス、サクラメント）、アメリカ人と日本人による法人組織が所有する（ロサンゼルス、オーバーランド、サンノゼ、バカビル）、メソジストの内国伝道局が所有する（サンフランシスコ）、メソジストのカリフ

オルニア年会が所有する（ブローリン）といった具合である。<sup>(81)</sup>

H・B・ジョンソンは土地法を批判し、いくつかの問題点をあげている。この法案は一国人（日本人）のみを差別するものであることが明白である。そして日本人移民へのイメージダウンにつながる。更に日本の在留外国人は一定の条件のもとに土地がもてるのにアメリカの日本人は持てない点。最後に日本人が土地を所有したからといって白人の土地所有には影響がないこと、である。<sup>(82)</sup>また『巡回会報告』（一九一三年）で、メソジスト派の伝道は日本人が「同化しない」と見られているにもかかわらず、彼等を「急激に同化」させしめていると報じている。そして彼は排日煽動を「不必要的、非アメリカ的な、非キリスト教的なものであり、まったく邪悪で、著しく日米両国の友好的関係を害する」と告発する。『アドボケート』も「聰明でない」このような法律を制定する前に、我々は「信頼できる情報」を集め、「キリスト教的同胞主義と相互理解（日米の）」という広範な基盤にたって問題を解決すべきである」と警告した。<sup>(83)</sup>

一九二〇年の排日土地法が成立した頃、ロサンゼルスで市議会が市内に日本人教会を建てるのを拒否するという事件がおこつた。メソジスト派はロサンゼルスの教会連盟と組んで市議会に公聴会を請求した。<sup>(84)</sup>こうした状況の中でジョンソンは一貫して排日行動を批判し、メソジスト派は日本人を「同化し」、日米間の相互理解の発展に貢献していると強調している。ジョンソンは「どのような形で制限を受けようが今アメリカに住んでいる日本人は文句なく公平にあつかわれ、アメリカ化の最良のチャンスを与えるべきである」と信じていた。<sup>(85)</sup>こうした排日動向に対してもジョンソンは大胆に、日本人に対する差別は「誕生率及び人口からくるのではなく、カリフォルニアの半数の人口が」日本人に対して偏見をもつてゐるからだ、と述べる。こうした不正義を解決する為に、我々は事実を見極め、全ての移民に対して誠実、正義、平和、調和を説いたワシントンやルーズベルトの考えにならわねばならない、と述べた。<sup>(86)</sup>一方でこのような主張もあつた。アメリカの日本人の人種問題は本質的に経済問題である。日本人は州の労働力

の一翼として独立した農場主になるべきである。日本人は「最も有効な労働供給源」としてカリフォルニアで歓迎されるべきであるというのが、従来からの主張である。<sup>(87)</sup>

会衆派は、一九一三年の排日土地法が制定されると、日本人教会の土地所有問題解決のため、サンタバーバラの日本人教会を法人組織所有にした。またサンディエゴ教会は南カリフォルニアとサウスウェスト会衆派会議の所有にした。<sup>(88)</sup> 会衆派は排日問題に対し組織的な声明等をだしている。北カリフォルニア会衆派会議は、「東洋人問題についての公平な偏見のない解釈」に立って「誤りのないキリスト教的姿勢」で対応すべきである、と述べている。<sup>(89)</sup> サンフランシスコで開催された北カリフォルニア会衆派会議（一九一三年）で、出席者たちは外国人土地法は差別的であり弾劾されるべきである、なぜなら日本人移民は「脅威」ではないし、そうした法律は必要ないからである、という決議をした。<sup>(90)</sup> 『ザ・ペシフィック』は日本人を弁護して、日本人は決してカリフォルニアの土地の大部分を占領したりしていないし、また日本人は世界文明に貢献し、アメリカ社会に同化しているので、アメリカは日本人に市民権を与えるべきである、と訴えている。<sup>(91)</sup> 日本人への正しい待遇はアメリカを作った主義や「ナザレ人がその生涯でしめたこの世における世界的同胞主義の王国の理念」に適うものである。<sup>(92)</sup> また『ザ・アメリカン・ミッショナリー』（アメリカ宣教協会 [AMA] の機關誌、*The American Missionary*、以後『ミッショナリー』と略す）でも、アメリカ国籍を持つていない日本人の土地所有を制限する排日土地法について日本在住外国人でも一定の資格をもてば帰化して土地が持てるように在米日本人の帰化権も認めるべきこと、そしてあらゆる土地法や移民法はあくまで平等を基本として制定すべきことを訴えた。<sup>(93)</sup>

一九二〇年の排日土地法が制定された時北カリフォルニア会衆派会議（一九二〇年）は次のようないきを行なった。<sup>(94)</sup>

第一 東洋人のアメリカ化に役立つキャンペーンをカリフォルニアにある宗教的、市民的組織でおこなうべきである。

第一 将来日本からの更なる移民については日米両国間の友好的な外交的合意で制限すべきである。

第三 日本人は日米協約によって保証されている全ての特権、権利を有するべきである。キリスト教国として我々は協約にしたがって行動すべきである。

会議はこうして在米日本人の待遇や日米関係において公平さを期すよう主張した。また『ミシシッピナリー』はこの「全くの不正義」に「遺憾」の意を表明するとともに、シヨージ島（牛島謹爾）の排日土地法に対する抗議文を掲載した。<sup>(95)</sup> 同紙は、その後、この土地法がカリフォルニアにとっても日米の友好関係についても「有害」となること、真の解決は新たにやってくる移民を制限しつつもすでにアメリカに定住している移民に対しては法のもとに平等の待遇をし、アメリカの民主主義とキリスト教の感化を与えることしかない、と述べる。<sup>(96)</sup>

聖公会は、*The Spirit of Mission* に同派の在日宣教師による一九一三年の排日土地法反対決議を掲載し、その中で土地法は「明白な不正義」であり、アメリカの聖公会員は「この問題を両国の当局者が平和的に解決するまで法案制定を遅らせん」<sup>(97)</sup> よう訴えた。

改革派では、カリフォルニア在住者ではないが北日本大学（North Japan College、現在の東北学院大学）の校長であるD・B・ショーネーダー（David B. Schnieder）が、排日差別法は「非キリスト教的」である、なぜなら人種による差別だからである、と訴える。またショーネーダーは、この土地法の制定の結果、日本及び中国への将来の伝道事業に支障をきたす」と、アメリカは国家として「キリスト教的な方法」で日本を扱うべきであり、公平な待遇の原則にたって日本人の帰化を遂行すべきである、と述べた。<sup>(98)</sup> シュネーダーはさらに、日本は在米日本人への差別的待遇に眉をしかめても、決してアメリカと戦争しようとは考えていないし、アメリカ人の正義と誠実さをあくまで信頼している、と述べ、アメリカのクリスチヤンに日本に対しても同胞主義の原理と誠実さを示すように促した。<sup>(99)</sup>

一九二〇年の排日土地法が制定された時、シニネーダーは、この法律は「ひじょうに差別的」であり、日本を侮辱しているが、両国による「会議が相互の合意で除去」する」とがである。<sup>(13)</sup> また彼は、日本人は「脅威」ではないなぜなら日本人人口は紳士協約以降減少しているし、誕生率もそれほど急増していないし、それに日本人はアメリカ化の努力をしている。それゆえ「相互の辛抱と自発性」によつて平和的、友好的な国交関係を樹立する」とは可能である、と楽観的な見通しを述べた。

H·H·ガイ (Harvey H. Guy) はアメリカの教派を代表して直接日本人伝道に関わったわけではないが、キリスト教会 (ディサイブル) の代表としてまたバーカーの太平洋神学校の副校長として一九二一年に基督教伝道団 (在米日本人クリスチヤンの教派協調団体) の任意の伝道者となり、排日問題を解決するために日米人双方を教育する努力をした。<sup>(14)</sup> ガイは排日土地法はキリスト教國アメリカの精神と矛盾していると訴える。つまりキリスト教文明は民主主義と人種や肉体的特徴によらない四海同胞主義の原理に根ざしているはずであるというのである。

すでに知られているように、アメリカ・キリスト教協議会は日本関係委員会を一九一四年に組織した。この委員会は在日アメリカン・ボード宣教師によって提案され、「日米両国が正しい関係を持てる為にどのような段階を踏めばよいかを見つける為に、キリストの教えに立つて我々 (アメリカ) の日本との関係の全ての問題を」検討していく為に発足した。<sup>(15)</sup> この委員会は一九一四年付けてアメリカ議会に対して、「正義と平等による東洋政策を促」し、「移民制限、配分、雇用、教育、帰化等全てを含めた納得のいく法律を制定することによって」アメリカの組織、労働者を守り、日米の知的な忍耐強い友好関係を推進する決議を送った。<sup>(16)</sup> 協議会はまたアメリカン・ボード宣教師として一八八七〜一九一三年に日本に滞在し、同志社大学 (一九〇四〜一九一一年)、京都大学で教鞭をとったシドニー・L・ギューリック (Sidney L. Gulick) ルシール・マシウス (Chairel Mathews、シカゴ大学教授、バプテスト派) を日米の友好

的関係を促進するため日本に派遣した。<sup>(106)</sup>

一九一五年以降、『ザ・パシフィック』はギューリックとマシウスの日本とアメリカでのキャンペーン——日米の平和的関係の維持と在米日本人への正しい待遇を訴える——を報道した。<sup>(107)</sup> 協議会は一九二四年の排日移民法に抗議して「該法案は国際間の友誼と礼儀とを甚しく紊るものとして、該案の通過せざる事を熱心に希望するものに候」という決議をおこなった。<sup>(108)</sup>

### 日本人の帰化制限に抗して

日本人はアメリカにあつては帰化できなかつた。アメリカは一七九〇年に最初の帰化法を制定し、二年以上アメリカに住み品行方正で憲法を遵守する自由な白人を対象に帰化を認めた。一八七三年には自由白人に加えていわゆるアフリカ「奴隸」の子孫にも帰化が認められた。しかし、一八八二年の中国人排斥法の制定で、中国人の帰化は拒否された。一九〇六年にアメリカは移民局を設け、移民及び帰化の問題を統括させた。そして日本人の帰化申請を拒否するようアメリカ法務省から司令が出させていた。一九〇六年以降日本人の帰化を禁止したり既に獲得していた帰化権を剥奪することについて憲法上の合否を問う訴訟が相繼いだ。一九一三年の排日土地法制定後、小沢孝雄は日本人が帰化できるかどうかを確認するためテストケースとして訴訟を起こした。小沢はバークレーの高校を卒業後、カリフォルニア大学で法律を専攻し、そして一九〇二年に帰化申請を行なつた。しかし一〇年後アメリカ最高裁判所は自由人及び黒人以外は帰化できないという判決を下した。すなわち、日本人はアメリカで市民権を得ることができないのであつた。

この問題に対してもカリフォルニアのプロテスタントがどのような反応をしたかを知る手がかりは少ないが、入手で

きる限りの資料で彼等の対応を見てみよう。『ザ・ペシフィック』は小沢の訴訟について言及し、「自由白人」という言葉はギューリックが示すように「包含的」であり、そのなかには全ての人種が含まれる。それゆえその解決の為にはクオーター制を導入して各人種の移民を一定数に制限し、そのうえで人種に関わりなく一定の資格のある者には市民権を与えるというようすべきである、と主張している。つまり『ザ・ペシフィック』はギューリック同様クォーター制を導入して日本人移民を制限して、日本人を含む全ての移民に人類平等主義に立って市民権をあたえるという立場であった。<sup>(10)</sup>

改革派のD・シェネーダーは日本人が帰化できないというのは「根本的な差別」である、と唱える。そしてこれが日米間の悪感情を生むこと、日本人は「わが国を侵略」する「脅威」ではない、としてアメリカのクリスチヤンに「非常識で非キリスト教的な煽動に足をすくわれないよう用心すべきである」と訴えた。<sup>(11)</sup>

### 排日移民法に抗して

日本人移民の制限は、前述したように紳士協約制定によって具体化した。しかしこの協約は日本人移民の家族の入国を制限していなかったので、いわゆる「写真花嫁」時代の到来を招き、結果として日本人の誕生率の増加に飛び付いた。こうした状況は一九一八年の排日運動を生んでしまうことになる。翌年在米日本人会はそのためにいわゆる「写真花嫁」を自発的に制限した。こうして一九二一年にいわゆる「婦人協約」が制定され、「写真花嫁」の入国が禁止された。その上で一九二四年に日本人移民を全面禁止する移民法が制定された。アメリカ政府は一九二一年にヨーロッパからの移民を制限する移民法（一九一〇年の在米外国人人口の三バーセントを年間移民許可数として各国に割り当てた移民制限法）を制定して、当時「望ましからぬ移民」と思っていた東・南ヨーロッパからの移民を制限し、西・北ヨーロ

ツバからの移民に便宜をはかった。この法律は日本人移民には適応されなかつた、なぜなら紳士協約によつて既に日本人の入国が制限されていたからである。一九二四年の移民法はヨーロッパからの移民を更に制限（一八九〇年の在米外国人の二ペーセントを年間移民許可数とする）するだけなく、「帰化不能外国人の入国を禁ずる」という一文でもつて極めて厳格に日本人移民を制限することを意図していた。

この排日移民法に対し「加州教会聯合会」は大統領クーリッジに対して「我等は加州人として、日本人排斥条項を含む移民法案を拒否されることを切望す」ことを趣旨とする書面を送るために教育、経済、宗教界の著名人一〇〇人に呼びかけ、その署名を集めたといふ。<sup>(11)</sup>

各教派の反応をみると、長老派の外国伝道局は、この移民法が日米間の友好的関係及び太平洋の平和を害することのないよう望むという決議を国会の上院下院に送つた。<sup>(12)</sup> 長老派総会の外国人伝道執行委員会はこの決議にならつて、移民法は「友好的なアジアの政府に攻撃的にならない様な形に修正すべき」である、と訴えた。<sup>(13)</sup> この移民法は長老派の伝道に影響を及ぼした。同派の内国伝道局はこの移民法と土地法で長老派の日本人伝道は「かつてなく困難」になつた、と報じている。<sup>(14)</sup> 長老派はそうしたなかで四つの日本人伝道への打開策を案出している。それはまず二世への伝道に力を入れること。次にアメリカの東洋人が自給伝道に向けて努力するよう働きかけること。第三に地方に散らばつてゐる東洋人に対する伝道を強化すること。最後にアメリカの東洋人教会のリーダーを養成し、「自給教会の将来的展開のために訓練」すること、であつた。

メソジスト派では、外国伝道局がアメリカの国際関係とアメリカの国内政策で「最も高貴なアメリカのそしてキリスト教の理念」に敬意を表すために移民法に反対する、という決議を行なつた。<sup>(15)</sup> メソジスト派の総会は「国際的な正義と誠意の為に」この移民法制定に反対するとして大統領に対して「我々はクリスチヤンとして人種的偏見や差別を

支持できない」、移民法を制定するならばその人の「皮膚の色や過去の状態」によるのではなく世界の良識に立つてなすべきであり、当然他の国々との友好関係を傷つけたり白人種を保護するような政策をとるべきでない、と抗議している。<sup>(13)</sup> メソジスト派はアメリカのキリスト教団体の責務は「彼等（日本人）をアメリカ化し、キリスト教化することである、と述べている。<sup>(14)</sup> また『アドボケート』は、この移民法はアメリカのフェアプレーの原則に反し、日米の国際的な関係及び日本での伝道事業を害するので不必要であり賢明でない、と批判した。<sup>(15)</sup> この排日移民法は日本人教会の教勢に悪影響を及ぼした。それ故メソジスト派は二世への教育事業、及び禁酒運動を強化しなければならなかつた、なぜならこうした絶望的な状況が日本人を飲酒に駆り立ててしまつたからである。<sup>(16)</sup>

会衆派では『ミッショナリー』が「帰化不能外国人」という言葉によつて日本人を排斥するような「差別的な法律」を制定することによつて何も得るものがないこと、むしろ「偏見と憎しみ」のためにアメリカの高貴な理念である「平等と民主主義」を犠牲にしてしまつてばかりか「国際正義と親善」への努力を後退させた。そしてクリスチヤンとしてこうした国内で起こつている「非友好的な非キリスト教的な」事柄に抗議せず沈黙するのなら、もはや太平洋の向こう側にいる東洋人にキリスト教を語る資格はない。いまこそキリスト教的同胞主義の精神を日本人に示すときである、と訴える。<sup>(17)</sup> また南カリifornニア会衆派会議が、一九二四年の移民法は「不必要に友好国に対しして攻撃的」であり、「アメリカの理念である国際的な正義に反し」ており、それゆえ「我々は謹んでこの日本人排斥条項が移民法から取り除かれ、そうして友好国に無作法な処遇をすることなく東洋人移民を制限する方法が用いられることを主張する」という決議を行なつた。<sup>(18)</sup> また北カリifornニア会衆派会議が次のような決議をした。

合衆国連邦議会はジョンソン移民法の通過によつて日米の友好的関係を害したがゆえに

決議、年会に出席した北カリifornニア会衆派会議の代表として、我々は日本の人々に、特に日本のキリスト教会に対し

て、合衆国連邦議会のこの暴挙（移民法の制定）はわが国が永年にわたって友好的に相互にいたわりあう関係を作ってきた國にたいするカリフオルニアのクリスチヤンの態度を少しも代表していない、ということを分かってもらいたい。  
更なる決議、我々は合衆国大統領と連邦議会議員に対し健全で友好的な人々を侮辱しないようにこの移民法を修正するよう要請する。

改革派はD・シュネーダーが、この移民法は「正義と人間性の原則を現に実践している國家を失望させる」ものである、なぜなら「この法は一方的に日本との以前の条約（紳士協約、一九一一年の日米条約）を廃棄して」おり、こうした行為はアメリカ人の名譽を失墜させ、「アメリカの崇高な世界使命の実現」を破壊することである、と述べている<sup>(13)</sup>。さらにシユネーダーは、この「非劇的な」移民法はアメリカのクリスチヤンにとっては「極めて熱心に精進して日本や中国にキリストの心をあかしする」時のしるしとすべきである、と警告している<sup>(14)</sup>。

H・ガイも渋沢栄一宛書簡によると移民法制定に関して「及ぶ限り反対」した。しかし今後も日本人移民問題を「天の使命」と思い、勇気を振起して運動を継続したい、として根本解決のための提言をおこなっている。それは人種及び国家に関する教育運動について協議するための「太平洋會議」及び正義人道のために最後まで戦おうとする人々で新たに「日本関係委員会」を設置し、排日土地法と帰化法を改正するという実践的な提案をおこなっている<sup>(15)</sup>。

カリフォルニア・プロテスタントの排日問題への批判は日本人移民問題を日米友好という國際関係の中で位置付け、日本人移民を制限するという前提の下でそれを行なうという立場でもって繰り広げられた。大半のプロテスタントの対応は教派の教区、教派協調団体による声明、請願（サンフランシスコ学務局、カリフォルニア州議会などに對して）という形態を採った。直接学務局や州議会と掛け合つたり（パリス、ジョンソン）、排日予防のために日米人の啓発運動に乗り出したり（ガイ）するのはまれであった。ともあれこうした対応は彼等流のキリスト教的同胞主義をその行動原理としていた。

むすび

カリフォルニアのプロテスタンント諸派（長老、メソジスト、会衆、聖公会、改革、そのうち特に三派）は教育、矯風事業を通じてカリフォルニアの日本人の文化的質の向上、つまりキリスト教文明化に尽力した。初期においてはサンフランシスコにわたってきた若い書生を対象にした教育プログラムがそれらの活動の中心であった。日本人がカリフォルニア各地で経済活動を広げるにつれ、諸派も日本人が居住する諸地域に教育事業をひろげていった。二世人口が増加すると、諸派は二世への教育活動に焦点を移した。諸派の日本人伝道への姿勢は、アメリカと世界を直ちにキリスト教文明化しなければならないという彼等の確固たる信念に裏打ちされていた。この時点で諸派は日本への伝道をすでに開始しており、さらにカリフォルニアの中国人への伝道を同じ立場から着手していた。

すべてのプロテstanント諸派がアメリカの仏教会の伝道について語っている訳ではないが、長老派やメソジスト派など的一部は、キリスト教は仏教よりも優れており、日本人を真に救いに導く唯一の宗教である、という強固な姿勢をとっていた。こうした見解は「明白な運命」という言葉にも代表される、プロテstanントのキリスト教文明が至上であるとする自己認識からでてきたものであった。

プロテstanント諸派はカリフォルニアの排日運動にたいして彼等流に抵抗した。既して諸派はカリフォルニアの排日問題が、日米の円満な友好関係に水を差すものではないかと恐れた。加えて、相当数の宣教師を派遣して展開してきた日本伝道に直接的な利害が生ずるのを恐れたのである。更に、諸派にとってカリフォルニアでの日本人のキリスト教化が日本でのそれと無関係でないからであった。諸派は人種、皮膚の色、国籍に関係なく神のもとにすべての人

類は平等であるという同胞主義の根本的原則にたつて日本人移民の不当な制限には反対したが、アメリカのキリスト教文明の水準を維持するためには、移民の制限は不可欠であると考えていた。つまり、他の外国人と同等の制限を加えることを支持したのである。

プロテスタント諸派の排日への対応は、ちょうど彼等の中国人排斥へのそれと同様当時の彼等の伝道観、世界観を反映していた。諸派がやつきとなつた非キリスト教移民のキリスト教文明化への努力は、アングロ・サクソンによるキリスト教文明の完成化を目指す国家であるアメリカを守るために過程の一部分なのであつた。諸派はアングロ・サクソンによるキリスト教国アメリカを護持したうえで日本人移民を受け入れ、また排日差別から日本人を守ろうとした。なぜならアメリカは神のもとでの人類同胞主義の原則を具現している唯一の国である、と確信していたからである。同様に、諸派の示した日本に対する友好的態度は、アメリカの善良性というものを披露する為であつた。全世界のキリスト教文明化を図るキリスト教国アメリカにとって国際協調の主導者たるべき資質を明示しておくことは不可欠だったのである。しかも日本人はアメリカを含む全ての国々が認めるいわゆる「文明国」日本からわたつてきていたのである。明らかに啓蒙化された「文明国」からきている人々を排斥するのは彼等の目標である世界のキリスト教文明化の意図に反していたのである。

諸派が日本人を支持したのは外にも理由があつた。低賃金の被搾取者として日本人はカリフオルニア経済に必要であるという白人雇用者の論理に加担して、諸派は労働力源としての日本人の有効性をとなえた。そこには日本人が直面している白人労働者との利害対立も、白人雇用者による搾取もいっさい考慮に入れられていないのであつた。

一九一三年の排日土地法制定以前にはアメリカのクリスチヤンが日本人の同化帰化を強く唱えるということはあまりなかつた、というのは大半の諸派は日本人移民はアメリカに一時的に滞在している出稼ぎ人にすぎないと考えてい

たからである。しかし紳士協約以降徐々に一世の数が増え、一九一三年の土地法によって土地所有できるのはアメリカ市民のみに限定されることになり、しかも第一次世界大戦の一〇〇パーセントアメリカニズムの高揚によって、諸派は日本人が同化すべきであることを強調するようになった。そこで彼等は「教化」される資格のある日本人のみを帰化させるという考えを支持した。ここにプロテスタントの考えがよくあらわれている、つまり諸派は日本人移民の無制限受け入れの立場には立たず、あくまで移民は全て定率に制限するという当時行き渡っていたクォーター制の考え方を支持していた。一見妥当に見えるクォーター制の「定率」とは、ある年代のアメリカの人種比率を基に算定されていた。だから移民とはいっても、アングロ・サクソン系にとっては有利で、南・東ヨーロッパ系、アジア系にとっては不利になる制限法であったのである。そういうた「秩序ある」人口区分が自然淘汰的で最も平等であると考えられていたのである。なぜなら日本人が大量流入するとアングロ・サクソンのキリスト教国が汚染されることになるからであった。

カリフォルニアのクリスチヤンは神のもとのキリスト教的同胞主義の原則にたって社会的、人種的正義を唱え、カリフォルニアの人種差別主義から日本人を守ろうとした。その功績は当時の排日の風の中にあって日本人移民を弁護した数少ないカリフォルニアンとして評価されるべきであろう。しかしその同胞主義には問題点もあった。まず第一に、在米日本人を他人種、他の民族と「平等」に扱うという平等主義といつてもその内容は極めて浅薄で表面的なものにすぎなかつたこと。第二に、カリフォルニアの日本人の価値を生産性を高める労働力源としての存在においていたこと。第三に、日本人は柔軟に同化しうるゆえに無害であると見なしていたこと。つまり人種差別の構造的な原因とその根本的解決にまで掘り下げる議論と行動に至らなかつた。こうした三つのことはすべてアングロ・サクソンの優越性が前提になつて成り立つてゐる。キリスト教文明がアングロ・サクソンによつてこの世に唯一具現されるアメリカの威信を守り、高めることに障壁とならないものを是として容認していく独善性がそこに見られるだろう。

ついに国際協調の担い手を自負するアメリカにとって「一等国」日本からきた人々を簡単に排斥できないという、理想と本音と現実との二つの葛藤が、同胞主義をより中途半端なものにしてしまった。ちょうど社会的福音運動が経済的正義を唱えたものの人種的正義を充分展開し切れなかつたように、また資本主義の構造的問題を追究せずに表面的な人道主義にとどまつてしまつたように、至高の精神がその本領を發揮するまでには至らなかつた。カリフォルニアのプロテスタントが唱えた同胞主義はキリスト教信仰に立つて彼らなりに人種、民族、国籍、皮膚の色を越えた福音であり、それゆえに日本人への人種的差別、偏見に対して批判的武器とはなつたが、アングロ・サクソンによつて彩られたキリスト教を多少なりとも塗り替えていくだけの自己批判的武器までにはならなかつた。「世紀転換期」にあつて色褪せていくアメリカのキリスト教文明を復興させるべく必死に奮闘努力したプロテスタントは自らの宗教的アイデンティティーを何とか護持していくために日本人を排斥（キリスト教文明を「異教徒」から守るために様々な制限をする）しつゝ包容（「異教徒」をキリスト教文明化し、公正に扱う）していく二面でやつて対応した。プロテスタントはその対応を通じてまさに自らの存立基盤であるアメリカのキリスト教文明そのものの有り方（人種的偏重）をも問い合わせていかざるを得なかつたのである。

カリフォルニア・プロテスタントのこうした楽観的な伝道観、世界観、アングロ・サクソン的キリスト教文明観、排日運動への対応が在米日本人クリスチヤンに及ぼした影響は、小ちからぬものである。その点については別稿で論じた。

### 概

(→) "The Christian Resources of our Country" in Robert T. Handy, *A Christian America: Protestant Hopes and Historical Realities 2nd Edition* (New York: Oxford University Press, 1984), p. 91.

- (n) Arthur Pierce Vaughn, "Pacific Coast Series-II. At the West Gates" in *Pacific Presbyterian*, March 21, 1912 (San Francisco Theological Seminary Library [SFTS] 訳稿 二巻 pp. 1-25)。

(o) "The Foreign Missionary Imperative" in *The Pacific*, January 23, 1908 (Pacific School of Religion Library [PSR] 訳稿 一巻 Pac. 1-25)。

(p) Kevin Starr, *Americans and the California Dream, 1850-1915* (New York: Oxford University Press, 1973), p. 86.

(q) Frederick Merk, *Manifest Destiny and Mission in American History: A Reinterpretation* (Westport: Greenwood Press, 1963), pp. 25f. フレデリック・メルク著「米国向外の「現世的使命」」(「大英帝國の外洋政策が大いに興味をもつてゐる。」)。

(r) Josiah Strong, *Our Country: Its Possible Future and Its Present Crisis* (New York: Baker and Taylor Co., 1885), pp. 159-166. ジョサイア・ストロング著「今と未来」(『トマス・カーラー著』)。

(s) Ronald T. Takaki, *Iron Cage: Race and Culture in Nineteenth-Century America* (Seattle: University of Washington Press, 1979), pp. 26ff.

(t) Wesley Woo, "Protestant Work Among the Chinese in the San Francisco Bay Area, 1850-1920" (Berkeley: Ph. D. Dissertation, Graduate Theological Union, 1983), pp. 91f, 132-136.

(u) W. C. Pond, "Orientals in America," *The American Missionary*, January 1907 (owned by the Graduate Theological Union, Berkeley 訳稿 二巻 AM 1-25)。

(v) "America in the Philippines," *Pac.*, May 11, 1905.

(w) "Anglo-Saxon Civilization," *Pac.*, June 22, 1905 and *PP*, June 22, 1905.

(x) "The Present Crisis," *Pac.*, November 29, 1906.

(y) Woo, pp. 93, 99.

(z) *Ibid.*, p. 153.

(aa) 小説「基督教の世界」、新教徒、キリスト教徒たちが日本人に対する差別的な教派である。ただし一部には

年から一五年間のカリフォルニア日本人キリスト教会数の大〇バーセンチばしれい三教派に属してゐる。

(16) 描稿「初期カリフォルニアの日本人とキリスト教」『移民社会とキリスト教』PCM出版。

(17) 一九二四年までの日本人長老教会及び伝道所での教育活動は次のとおりである。  
アラメダ(夜学校)、ハンフリード(学校、幼稚園、婦人会)、ロサンゼルス(教育教室)、ヤントレイ(図書館)、サクラメント(YMCA)、サリナス(夜学校、図書館、幼稚園)、サンフランシスコ(屋・夜学校、図書館)、プロスペクト・プレース(学校)、ストックトン(YMCA)、セナリア(学校)、ワッソンビル(教育教室、幼稚園)、ヘインタースバーグ(教育教室、幼稚園)。

(18) Presbyterian Board of Foreign Missions, *Annual Report*, 1915 (SFTS, 以後 PBFM, AIR へ略す)。

漁港、スルーパー[津教會]、[津]、[津]が[文明をいたる]、人種差別を輕減せんねんじだくだらのうと走ぐる ("Our Japanese Problem," PP, May 9, 1919).

(19) Pacific Japanese Mission, Methodist Episcopal Church, *Official Journal*, 1918 (GTU, 以後 PJM, MEC, *Official Journal* へ省す)。

(20) *Ibid.*, 1920.

(21) *Ibid.*, 1921.

(22) 一九二四年までのメンジベト派の各地での教育事業は次の通りである。

「カーブトペーラム(夜学校)、ベータレイ(教育教室)、エボース同盟会、フローリン(学校、エボース同盟会、幼稚園)、ヘンズノ及びセルマ(夜学校、エボース同盟会、出版活動)、ルーティ(エボース同盟会)、ロサンゼルス(夜学校、エボース同盟会)、オータクランド(夜学校、エボース同盟会)、オクスナード(夜学校、エボース同盟会)、ベロアルト(教育教室)、リバーチャイルド(夜学校、エボース同盟会、幼稚園)、サクラメント(夜学校、エボース同盟会)、サンフランシスコのサンタバーバラ(夜学校)、サンヘゼ(学校)、サンタバーバラ(夜学校)、バカビル(エボース同盟会)、ワッソンビル(学校) など。

(23) PJM, MEC, *Official Journal*, 1910.

(24) PJM, MEC, *Official Journal*, 1910, 1917.

(25) *Ibid.*, 1923.

- (26) "Japanese," *California Christian Advocate*, March 19, 1903, (PSR, 本巻 CCA 115); "Our Japanese Women's Home," CCA, August 27, 1903; "A Reception at the Japanese Home for Girls, 1217 Bush," CCA, September 10, 1903; "Help the Japanese Women's Home," CCA, November 19, 1903; "Japanese Work of W. H. M. S." CCA, February 4, 1904; "Japanese Women's Home," CCA, April 28, 1904; "Home for Japanese Women," CCA, August 18, 1904.

(27) PJM, MEC, *Official Journal*, 1908.

(28) *Ibid.*, 1911.

(29) "Orientals in America," AM, January, 1910.

(30) 「アーチ・チャーチ」(Charles Nash) なりの問題は露呈してゐるのみでなく、我々は西洋人であつてが東洋人であつてが東洋人であつて、優しく扱へべきである。しかし我々は終底をトマホークの標準に據る爲めにやむを得ない。この國(トマホーク)はキリスト教文明に屬してゐるのではなく、日本ではさうぐあらぬ。この國ではさうぐの人種が水準を上げたうなほんかな、決して下りたまねんな。

(31) 一九一四年までの会衆派の各地の教育事業は次の通りである。  
 ハーバー(夜学校)、ロサンゼルスのチャーチ(夜学校、共助会)、ロサンゼルス(監修、夜学校、図書館)、オーケラン(学校、会衆会)、モロッカ(学校)、ペサドナ(夜学校、共助会、YMCA)、ラビーチアイル(夜学校)、チャーチルナー(学校)、サンタバーバラ(学校)、サンタクラー(学校)、サンタバーバラ(学校)、チャーチ(学校)など。  
 『基督教新聞』(一八九四・九・六)。

(32) "Japanese Mission, 1010 Pine Street, San Francisco," *The Pacific Churchman*, March 15, 1901 (GTU, 本巻 PC 115); "Japanese Mission," PC, May 15, 1908.

(33) Andrew N. Ohani, *A History of Japanese-American Episcopal Churches* (1980) 115。

(34) Paul H. Murakami, "What have You been Doing for Japanese?" PC, November, 1914; E. A. McElrath, "The Racial Work," PC, October, 1916.

(35) "Our Japanese Mission Work on the Pacific Coast," *Reformed Church Messenger*, July 28, 1910 (Eden Theological

Seminary Library, St. Louis 三級 RCM ルサト);『基督教』(1910.10.11)。<sup>3</sup>

- (36) J. S. Wise, "The New Japanese Mission at Los Angeles California," RCM, February 19, 1920; Theodore P. Bolliger, "The Japanese Reformed Churches of California," RCM, April 10, 1924.

(37) 『大日本基督教団の歴史』(1911年)は次の通りである。

キリスト教ノハラ(1868年)、カトリック(1869年)、プロテス(1900年)、カバニヤ(1901年)、ホーリー・チャーチ(1901年)、キリスト教(1904年)、ローテンブルグ(1905年)、カトリック(1907年)、カントラム(1908年)、バーラム(1909年)、バータム(1910年)、カントバーラム(1911年)、バートルム(1912年)、トマス(1913年)、トマス(1914年)。

(38) 『米國基督教』(カナダ・カナダ・本願寺米國基督教) 1911年、日本～米国～。

- (39) E. A. Sturge, "Report of Work for the Japanese on the Pacific Coast," 1921 (Presbyterian Church Office of History [PCOH], Philadelphia 訳載)。

- (40) PJM, MEC, *Official Journal*, 1902. Also see this *Official Journal*, 1904.

(41) *Ibid.*

(42) *Ibid.*, 1905.

(43) *Ibid.*, 1910, 1912.

(44) *Ibid.*, 1910, 1918. 『基督教』PJM (1918) やはり、基督教が普及幼稚園などより11年生以下の幼稚園の申請書が上に記載されている。ス

(45) *Ibid.*, 1923.  
Ibid., 1923.

(46) *Ibid.*, 1909, 1910.

(47) "Buddhism Parallel Evangelistic Methods," CCA, August 8, 1912. Also see Harry Pressfield, "Buddhism in California," CCA, February 15, 1923.

- (48) レーニン主義『日本日本人労働者の歴史』(日本共産党 1927年) Yuji Ichoka, "Early Issei Socialists and the Japanese Community" (Emma Gee ed., *Counterpoint: Perspectives on Asian America*, Los Angeles: Asian

American Studies Center, University of California, 1978, pp. 47—62) が参考。

カリフォルニア・プロテスタントと日本人移民

- (49) “Among the Churches, San Francisco, Japanese,” *PP*, March 30, 1905.
- (50) Missionary Society, MEC, *AR*, 1889.
- (51) 『煙草公算譲取案』『禁煙新報』(1891・春・1月～1901 UCLA 蔵蔵)、「本邦人公立学校入学者事件」(閣ベル  
署、昭和十六年七月廿五日、社説總編事務室總印)『米国公衆園』於本邦人渡航制限及排斥一件』外務省外交史料館所藏)  
参照。
- 1891年春1月22日付「教會報業」に今回の支那の「神經院」が著る特稿「日本の煙草  
の問題」が載る。S. Chinda, N. Nebraska (Agent Yokohama Specie Bank), K. Ishizaka (Pastor Japanese M. E.  
Church), T. Huga (Secretary Japanese Patriotic League), K. Inazawa (Secretary of Japanese Y. M. C. A.), M.  
Yoshida (Secretary of Japanese Technical Association), K. Abiko (President Japanese Gospel Society), M. C.  
Harris (Supt. Japanese M. E. Mission), Robert McElroy, Chas. Goodall, J. D. Hammond, A. C. Hirst, C. B. Perkins,  
W. B. Hooper, J. M. Silchfield, Sheldon G. Kellogg, W. F. Gibson, A. B. Forbes, Joaq. Miller, G. Montgomery, Samuel  
W. W. Backus, E. B. Jerome, A. M. Cox, W. Q. Stowell, D. S. Richardson, James W. Erwin, G. D. Davidson, Henry  
Wara Brown.
- (52) “Ministers Favor The Japanese,” 「新聞ヘ日本人排斥論」対する英米教会牧師等の反対運動(閣ベル  
署、昭和十六年1月11日～1月11日、社説總編事務室總印)『米国公衆園』於本邦人渡航制限及排斥一件』(昭和十六年  
1月11日)。
- (53) “Concerning the Immigration of the Japanese,” *Pac*, May 11, 1905. その記事は「トムスン」の欄題が  
「日本公衆園」である。
- (54) PJM, MEC, *Official Journal*, 1905.
- (55) *Ibid.*, 1906.
- (56) “A Crusade Against the Japanese,” *Pac*, March 2, 1905; “The Japanese Immigration,” *Ibid.*; “The Chronicle on  
the Japanese,” *Pac*, March 16, 1905.
- (57) 「日本人小学校兒童攝氏圖」(閣ベル加州宗教大会決議文添付)、昭和十九年十月二十一日、社説總編事務室總印)

(『在米本邦人状況並渡米者取締關係雜纂表』、昭和元年)。

(58) “The Japanese Immigration and the School Question,” CCA, February 14, 1907 及び “The Japanese Immigration and School Question,” 「日本人問題」関係、「メハル・ブル」教牧師等の決議時刻付「件、昭和廿一年四月十一日」  
在米在邦事務監修会議」(『米合衆國』於テ本邦人渡航制限及禁止一件六 昭和廿十年)。

その後も、当牧師等は一九〇九年一月一八日付にてカリフォルニア州議会に提出された会社に外国人(特に日本人)が重役などなりと禁ずる法案に反対して「この法案に抗議する」決議を矣んだ、州議会議員にその決議の公文を配布した(“REQUEST OF THE SAN FRANCISCO METHODIST PREACHERS’ MEETING — to the— MEMBERS OF THE SENATE AND ASSEMBLY OF CALIFORNIA,” 「釋迦美公教会牧師等より加州議会に提出シタル請願書等送付へせ、昭和廿一年一月二十一日」  
在米在邦事務監修事務代理権事由權高横清)」(『米合衆國』於テ本邦人渡航制限及禁止一件十五)。

#### (59) 在米在邦事務

“The Immigratin Question,” CCA, February 21, 1907; “Legislature and the Japanese Question,” CCA, March 14, 1907; “The Japanese School Problem,” CCA, March 21, 1907; “Japanese School Episode,” CCA, June 20, 1907; “Jingoism in Japan,” CCA, July 4, 1907; “American Battleships in the Pacific Coast,” CCA, July 18, 1907; “No War with Japan,” CCA, August 8, 1907; “Working Over-Time,” CCA, August 29, 1909; “War with Japan,” CCA, September 5, 1907; “America and Japan,” CCA, October 10, 1907; “America and Japan,” CCA, January 2, 1908; “A World-Wide Problem,” CCA, April 2, 1908; “The Response of Japan to the San Francisco Board of Education,” CCA, Octorer 29, 1908.

(60) PJM, MEC, Official Journal, 1907.

(61) Ibid., 1908, 1910, 1912.

(62) Ibid., 1909—1912.

(63) 在米在邦事務監修会議(PJM, MEC, Official Journal 等)、一九〇四年(教徒者一千人)、一九〇六年(一千人)、一九〇八年(一千人)、一九〇九年(一千人)、一九〇九年(一千人)、一九一〇年(九人)、一九一一年(一千人)、一九一一年(一千人)等。

(4) 亞利桑那州

“The Japanese Problem,” CCA, January 28, 1909; “The True Status of the Japanese Problem,” CCA, February

4, 1909; CCA, February 11, 1909, p. 5; “A Serious Difficulty Averted,” CCA, February 18, 1909; “Race Prejudice,” CCA, February 25, 1909; “Japanese in Korea,” CCA, August 19, 1909; “Race Prejudice,” CCA, February 2, 1911.

(5) “Sixtieth Annual Meeting,” AM, December, 1906. 沢、聯合公會業公派教體大會トニテ「米國基督教公會」(「新世界」)一九〇九年十二月廿四日。且本人が事業出立したるに於て日本民族の抗議を受ける事無く、(「新世界」)一九〇九年十二月廿四日。

(6) “National Council of Congregational Churches,” 「聯合公會」(「新世界」)一九〇九年十二月廿四日。且日本民族の抗議を受ける事無く、(「新世界」)一九〇九年十二月廿四日。在米特命全權大使<sup>子爵</sup>青木周蔵、(『米國公衆』)於テ本邦人渡航制限及排拒に對する抗議を受ける事無く、(「新世界」)一九〇九年十二月廿四日。

RESOLVED; That this Council expresses its regret at the treatment by mob violence of certain subjects of Japan, while residing in this country, and the persistent attempts of irresponsible journals to create ill will between these two friendly nations. We desire to assure our Japanese brethren that the heart of Christian America beats true to the unbroken friendship between the United States and Japan for over half a century.

It was voted that the Moderator, the Secretary and Rev. J. H. DeForest communicate this resolution to the authorities at Washington.

Done at session of National Council of Congregational Churches, Cleveland, Ohio, October 7th, 1907.

Attest, Joel S. Ives,

Registrar.

Thomas C. MacWilliam Moderator

Asher Anderson Secretary

John H. DeForest

ノリス・ソーホー(トマス)・マクダーミット(アッシャー)・アンダーソン(ジョン)・H・デフォースト(ジョン)

(6) “San Francisco and the Japanese School Children,” Pac, November 1, 1906; “The Japanese School Controversy,” Ibid., November 15, 1906; “The Congregational Ministers and the Japanese Question,” Ibid., January 17, 1907. 略。

(8) "Illogical and Unfair Editorial," *Pac.*, December 6, 1906; "The Japanese Question," *Ibid.*, December 20, 1906; "The Japanese School Controversy," *Ibid.*, January 3, 1907  
論説。

論説。

(69) "Need for Watchfulness," *Pac.*, January 31, 1907 論説。

(70) "Dawnlight Ahead," *Pac.*, February 7, 1907 論説。

(71) "The Situation Between the United States and Japan," *Pac.*, July 11, 1907; "No War with Japan," *Ibid.*, August 8, 1907; "Some Significant Events and Statements," *Ibid.*, September 5, 1907; "Our Relation to the Japanese,"

*Ibid.*, October 31, 1907 論説。

(72) "What Would Jesus Do?" *Pac.*, November 14, 1907 論説。

(73) 「「アム」<ルサ>」リ於ケル牧師<sup>ア</sup>議<sup>ス</sup>ハ生、留治<sup>ル</sup>十<sup>年</sup>大<sup>ア</sup>用<sup>ル</sup>、在<sup>シ</sup>米<sup>ア</sup>和<sup>シ</sup>國<sup>リ</sup>於<sup>テ</sup>本邦人渡航制限及<sup>シ</sup>排<sup>ハ</sup>生<sup>ル</sup>、留治<sup>ル</sup>四十<sup>年</sup>】<sup>ア</sup>。

(74) 「「アム」<ルサ>」リ於ケル牧師<sup>ア</sup>議<sup>ス</sup>ハ生、留治<sup>ル</sup>十<sup>年</sup>七<sup>月</sup>四<sup>日</sup>、在<sup>シ</sup>米<sup>ア</sup>和<sup>シ</sup>國<sup>リ</sup>於<sup>テ</sup>本邦人渡航制限及<sup>シ</sup>排<sup>ハ</sup>生<sup>ル</sup>、留治<sup>ル</sup>四十<sup>年</sup>】<sup>ア</sup>。

今<sup>シ</sup>議<sup>ス</sup>ハ次<sup>の</sup>決議<sup>ス</sup>也<sup>（Pac. July 4, 1907）</sup>。

1. It is a matter, not of opinion, but of knowledge with the members of this conference, derived through personal intercourse with Orientals, by many of us in their own lands, that they are not inferior peoples, but possesses a high degree of refinement and intellectual ability, and are capable of the highest moral and spiritual development.
2. The following principles ought to govern our dealings with Oriental peoples:

a, As nations they should be rated with absolute justice and as rapidly as their laws and institutions entitle them, they should be admitted to full equality in the comity of nations.

b, Laws governing immigration should be so modified that there shall be no discrimination against any on account of race or nationality. All immigrants alike should be required to establish their physical, mental and moral fitness to become residents of this country, and all unworthy, from whatever nation, excluded.

c, As regards those already resident in this country, they ought all not only to have the full protection of our laws in their persons and property, but they ought in every relation of life to receive consideration in accordance with their Worth as men without regard to race or color; and particularly they with their families should have the same freedom of return to this country if they leave its shores, that other people enjoy.

d, The requirements for naturalization should be made more stringent and should be of universal application.

(75) 『日本在美国の問題』(アーヴィング著)、1912年5月1日。

『我们的日本问题』("Our Japanese Problem," PP, May 9, 1912 年)「日本在美国的待遇」に記載されたものである。これは新しくなった日本人の問題を記載する。

(76) 『新開拓地法』(アーヴィング著)、1913年5月1日。『米國對外政策』(アーヴィング著)によれば、この法律は日本と他の東洋諸國の開拓地法に対する不平等を示す。

#### Methodist Preachers' Meeting:

The San Francisco Methodist Preachers' meeting, in special session today, urges that no action on the pending Anti-Alien Land Legislation be taken which will discriminate against the people of any nation or nations.

Very Respectfully,

C. E. Irons,

President,

Frank I. Wittkamp,

Secretary,

#### Peace Committee:

The Interdenominational Peace Committee of Pacific Coast Churches, representing many church bodies, are opposed to any race discrimination in the treatment of the proposed Alien Land bills. Recent United States customs reports indicate that during 1912 the exports from San Francisco to Japan represented 33 per cent of the total. We feel, also that the effect of such legislation will be adverse to missionary work both in Japan and America. While we do not fear any hostile spirit which would be detrimental to the property and interests of both nations.

Robert Dollar,  
President.

William Allen,  
Secretary

**American Workers Among Orientals:**

Recognizing the changing conditions throughout the East, desiring to establish such relationships as will promote harmony and good will, and believing in the supreme value of Christian missions among Orientals, we deprecate the passing of any discriminatory laws by our State which will result in developing a hostile spirit, and hence most emphatically protest against any such legislation.

A. Wesley Mell,  
President

Geo. W. Hinman,

Vice-President.

**Presbyterian Ministers Meeting:**

The Ministerial Union, composed of Presbyterian ministers and elders about the Bay of San Francisco, earnestly petition our Legislature in session at Sacramento to pass no land or fishing bill that will discriminate against the Japanese. We ask this in the name of justice and because of the effect it will have upon evangelization, both in Japan and on the Pacific Coast.

J. M. McElhinney, Secretary

**San Francisco Bay Congregational Ministers' Meeting:**

The San Francisco Ministers' Meeting are opposed to any race discrimination in the proposed alien land bills, and deprecate the development of a hostile spirit which would be detrimental to the prosperity of both Japan and America.

(F) Sturge, "Report of Work for the Japanese on the Pacific Coast," 1913, 1917, PCOH; PBFM, AR, 1915, 1918 ~~and~~

- (78) "California Rescued from Peril?" *PP*, May 22, 1913. 附註。
- (79) PBFM, "Table of Statistics of Japanese Mission," 1919-1921. PCOH による日本基督教の統計。
- 一九一九年——一一〇、一一二、一一三  
一九二〇年——一一一、一二〇、一二一  
一九二一年——一一二、一一〇、一二二
- (80) PJM, MEC, *Official Journal*, 1922.
- (81) PJM, MEC, *Official Journal*, 1915, 1917.
- (82) *The Proposed Land Bills: The Other Side* (論譲)°
- (83) Roy Malcom, "The Japanese Problem in California," CCA, May 13, 1915.
- (84) PJM, MEC, *Official Journal*, 1922, 1923; John Merrill, "A New Japanese-American Alliance," CCA, April 5, 1923  
論譲。迦南キリスト教の教派指揮は聯合派が四割を占め、基督教徒は二割、天主教徒は二割、新教徒は一割、其他は二割である。(教説ハーバード大学の反対意見、「ヨシトハヤス」教説に於ける新教徒の傳教ハ生大出立世一四〇、廿五〇、在カバトハヤス大正原次郎)『米國於ケンサク問題(論譲)』。
- (85) *Ibid.*, 1920.
- (86) *Ibid.*, 1923.
- (87) "A New Japanese-American Alliance."
- (88) "Records of Japanese Congregational Church of Santa Barbara," and "First Japanese Congregational Church of San Diego" (The Congregational Church, Building Society, Amistad Institute, Tulane University, New Orleans 記載)°
- (89) Northern California Congregational Conference, *Minutes*, 1913, PSR 附註。
- (90) "Our Japanese Problem," *Pac*, May 7, 1913.
- (91) "When Shall We Evacuate?" *Pac*, April 9, 1913; "Our Japanese Problem," *Ibid.*, May 7, 1913; "Ownership of Land in Japan," *Ibid.*; "The Japanese Problem," *Ibid.*, May 21, 1913; "Let Justice be Done!" *Ibid.*, June 4, 1913 附註。

(32) "The Universal Community," *Pac.*, July 16, 1913; Dr. Aked on American-Japanese Relations," *Ibid.*, December 22, 1914; "Working for the Maintenance of Friendly Relation with Japan," *Ibid.*, December 30, 1914 『註』。

(33) "California Alien Land Legislation," *AM*, July, 1913. Also see "The Japanese Farmer of California," *AM*, January, 1914.

(34) Northern California Congregational Conference, *Minutes*, 1920.

(35) "The California Anti-Japanese Law," *AM*, December, 1920.

(36) Paul V. Waterhouse, "Civilization and Japan," *AM*, May, 1922. Also see George L. Cady, "Inferior Races," *AM*, September, 1922.

(37) "A Protest from Japan," *The Spirit of Missions*, January, 1915, GTU. 附 "Resolutions Passed Unanimously at a Conference of the American Episcopal Church Mission in Japan" (『米國ハ終ニスニテ帝國驕慢士』 帝國驕ニ體クスニテ體)。

(38) "Christian People and the California Question," *RCM*, October 2, 1913.

(39) "Is Japan a Menace to America?" *RCM*, December 16, 1915.

(40) "A Plea for a Square Deal for Japan," *RCM*, December 16, 1915.

(41) "Days on the West Coast," *RCM*, October 7, 1920.

(42) 「ホーリー・アーヴィング」(『新天地』 1891年六月)、 「ホーリー・アーヴィング」(『新天地』 1891年六月) Guy, "Our Relations with the Orient," *Pac.*, October 26, 1916 『註』。

ホーリー・アーヴィング神学校、英語夜学校、中学校などを開設して教育活動を始めた。 1907年の機関の発表によれば、ホーリー・アーヴィングの太洋洋神学校で教鞭をとる者は、日本基督教団の牧師や、ルーテル大学卒業後一八九一年に新天地教会の牧師として日本に赴任した。

(43) ホーリー・アーヴィング(Interdenominational Peace Committee of the Pacific Coast Churches of the United States) の名は、ハーバード日本語部の翻訳家ホーリー・アーヴィングの名前から取った。この組織は次のようにもいわれる。

The Interdenominational Peace Committee of the Pacific Coast Churches of the United States, representing many of the Christian Organizations on the Pacific Coast of the United States of America, desires through the

カリフォルニア・プロテスタントと日本人移民

person of its authorized representative, Mr. Wm. C. Allen, a Minister of Religion, of San Jose, California, to send our highest GREETINGS to the People of Japan.

We are thankful for our traditional friendship and for the Commercial and International Ties that bind us together as two Nations. We rejoice to know of the prosperity of your great Country. We pray God that His peace may rule more and more in your hearts and in our own. We sincerely hope and trust that neither you nor we shall be in the least wrongly influenced by the efforts sometimes made to sow discord between us. We hope that all possible may be done, by means of Treaties of Arbitration and in every other way to hasten the era of good will and peace among the Nations.

As Christians and as believers in the Religion founded in Divine Love, we desire to do all we can to draw your Country and ours closer together in the feelings of mutual friendship, sympathy and good will, until together we may more and more help toward Universal Peace.

Respectfully Submitted,

Robert Dollar,  
President.

Harvey Hugo Guy,  
Secretary, pro tem.

(二) 日本國公使館のハガキの贈り物。

Rev. Charles R. Brown, Prof. Charles R. Henderson, Hamilton Holt, Rev. Albert G. Lawson, Bishop Francis J. McConnell, Rev. Frang Mason North, Robert E. Speer, Hon. Amos P. Wilder, Rev. William I. Haven, Bishop E. R. Hendrix, Prof. Frederick Lynch, John R. Mott, Rev. Doremus Secudder, Pres. George E. Vincent.

(三) "An Appeal to Congress and the People of the United States for an Adequate Oriental Policy," CCA, January 7, 1915.

(四) "Pacific Coast Notes," Pac, January 6, 1915; Ibid., CCA, January 14, 1915.

總編集(さめいしゆう)は日本國領に於て開かれた大會(だいわい)の開催(かいり)を記念する「出立」の祝賀(しやくが)文書(もんしょ)。

QH.A. " (H. A. Hill) 『日露の問題』 The Japanese Problem in the United States: An Investigation for the Commission on Relations With Japan Appointed by the Federal Council of the Churches of Christ in America (1915) 『日露の問題』

107

April 14, 1915; "Drs. Mathews and Gulick Speak in New York Concerning Their Visit to Japan," *Ibid.*, April 28, 1915, "Dr. Shailer Mathews on the Relations of Japan and China," *Ibid.*, July 28, 1915; "Some Progress Toward Right Relations with the Japanese," *Ibid.*, June 21, 1916; "Gulick Deserves Better Heed," *Ibid.*, June 29, 1916; "Pessimism among Japanese Students," *Ibid.*, March 7, 1918, (『紫雲深く眞諦深く』の題で、日本學生の悲觀論を評する) 1920年4月号。

九六〇(一年)など参照。

本稿では、ナーラ・カムの運動について詳述した。ナーラ・カムの構成問題への対応については Sandra C. Taylor, *Advocate of Understanding: Sidney Gulick and the Search for Peace with Japan* (The Kent State University Press, 1984) 及び茂義樹「ナーラ・カムと日本」『ナース教社会問題研究』1986年1月、1～11頁など参考された。

(103) 純音日米關係委員會往復 (一) Charles S. Macfarland, General Secretary of the Federal Council of the Churches in

"The Naturalization of Japanese," *Pac* December, 1920.

(109) "The Naturalization of Japanese," *Pac* December, 1920.

ナーラックは、全てのトマコくの移民はやがて人々の移民タービーの人口(トトロウ)に付一ヶ  
ハーラ入國許可数を超過するのである。されば、ハリス博士は“Dr. Gulick of Japan Speaks on the  
Problem of the Relation of the Japanese and the American People,” *Pac.*, August 20, 1913; “Bridges Across the  
Pacific,” *Ibid.*, October 15, 1913; “The Most Important Problem of the Twentieth Century,” *Ibid.*, April 4, 1914;  
“The American Japanese Problem,” *Ibid.*, April 15, 1914; “A New World Situation,” *Ibid.*, April 15, 1914; “Assi-  
milation Without Amalgamation,” *Ibid.*, December 15, 1914; “An Immigration Suggestion,” CCA, February 19,  
1914, etc.

(11) "Naturalization of the Japanese Now Resident in America," RCM, July 31, 1924.

(三) 崇沢米「宛の・ル・ギューラ・シドニー・Gulick, May 2, (『崇沢米・亞細亞』第11回巻、一九二七～一九二八年五月二日調)。」キハヤルス教余聯合の大統領は、崇田總政法は「人類正義の眞誠と神ノ命ノル所ニ従ニ友好的ニ是正」ある打電し、その事態をカット・オフ・ト・崇知事に送る、また新聞に発表した(「崇田・合衆国基督教余側ノ運動、大正十二年六月二日調『米國ニ於ケル崇田問題一件』)。

その結果崇沢資本による、「半島バハトベ・教会」大領は「漸次的規定の撤回を議付シ譲願」する。これが崇澤一九二四年五月二日調(『崇沢米・崇田・カマハシ・シャン・ハタゼ田』「禪釋」Shang, Bitting, Axling, Franklin committee, June 7, 1924, 四、二八一頁)。

(三) "Board Action," April 21, 1924 (PCOH).

ナシガラモセスメノハドリタル。

Whereas, the Board of Foreign Missions of the Presbyterian Church in the United States of America views with concern the action of the United States Senate on the immigration Bill affecting the relations between Japan and the United States; and

Whereas, the action as token imperils the friendly relations heretofore existing between Japan and the United States, and serves in no small measure to nullify the good results of the Washington Conference on the Limitation of Naval Armaments, and for the settlement of question affecting the peace of the Pacific:

THEREFORE, BE IT RESOLVED that the Board of Foreign Missions of the Presbyterian Church in the United States of America express to the Committee of Conference of the Senate and the House of Representatives of the Congress at Washington its earnest hope that such action will be taken as will not thus imperil Japanese friendship and good-will;

BE IT FUTURE RESOLVED, that a copy of the above preamble and resolution be transmitted to the Secretary of State of the American Government, and that a copy also be sent to the Japanese Ambassador at Washington as an evidence of the friendship and good will of the Christian people of America for the Japanese people.

(三) "Minutes," February 19, 1924 (PCOH).

(四) PBFM, AR, 1925.

- (三) PJM, MEC, Official Journal, 1924.

(三) *Ibid.*, 1925.

(三) H. E. Woolever, "Our National Capitol-Watch It," CCA, May 8, 1924; "Japanese Exclusion," CCA, July 17, 1924; Bishop Herbert Welch, "Japan and the Exclusion Act," CCA, August 14, 1924; CCA, December 14, 1924.

(三) PJM, MEC, Official Journal, 1924—1925.

(三) Paul B. Waterhouse, "How Not to Solve the Race Problem in California," AM, May, 1924.

Paul B. Waterhouse, "How Not to Solve the Race Problem in California," AM, May, 1924. (How Not to Solve the Race Problem in California (How Not to Solve the Race Problem in California (June, 1924). ジュニヤー・ハーバードの日本人教員のサム・エリスが著した論文である。) ジュニヤー・ハーバードは議論し、他の人物は賛成する意見を掲載している。それが誤解であるとする意見がある。) ④日本人の反米感情を押さえねだるに全力を尽す。⑤トマホーク・アーヴィングによる論文である。⑥日本に対する偏見がある。⑦思想の偏見である。⑧思想の偏見である。

(三) Southern California Congregational Conference, Minutes, 1924, PSR.

以上の決議は次の如くである。

Whereas: —The Japanese Exclusion clause in the proposed Immigration legislation is needlessly offensive to a friendly nation, and contrary to American ideals of International Justice, and,

Whereas: —Certain politicians and organization have claimed that they represent and speak for the whole of California in demanding the immediate passage of this ill-advised measure; therefore

BE RESOLVED by Southern California Congregational Conference, representing one hundred and twenty-one churches and over twenty-two thousand members, That we strongly deprecate the spirit manifested and the methods

employed in this proposed legislation, which can only result in increasing race prejudice, and sowing the seeds of discord detrimental to the Cause of World Peace; and,

BE IT FURTHER RESOLVED, That we respectfully urge that the Japanese Exclusion Clause be eliminated from the Immigration bill, and that some other method shall be used to secure the restriction of Oriental immigration, without discourteous treatment of a friendly nation; and that copies of these resolutions be sent to the President of the United States, to the Secretary of State, to our legislative representatives, and the Church Federation of Japan.

(<sup>122</sup>) Northern California Congregational Conference, *Minutes*, 1924.

(<sup>123</sup>) David S. Schneder, "The Johnson Immigration Bill and the Bar to Alien Ineligible to Citizenship," *RCM*, April 3, 1924.

(<sup>124</sup>) D.B. Schneider, "Japanese Exclusion Act," *RCM*, June 5, 1924.

(<sup>125</sup>) 細川國一 姫路市立第一中学校「細川國一の歴史」(『細川國一の歴史』編集委員会編著)